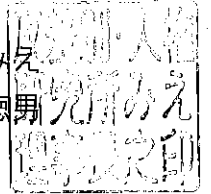


三重県障がい者差別解消条例

策定調査特別委員会 委員長 様

公益財団法人反差別・人権研究所みえ
理事長 前嶋 徳男



三重県障がい者差別解消条例（仮称）策定に関わる要望等について

猛暑の候、ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、私たち「公益財団法人反差別・人権研究所みえ」は、1997年に施行された「人権が尊重される三重をつくる条例」とともに誕生した「三重県人権問題研究所」と、世界人権宣言をはじめ、国際人権諸条約の普及・啓発を目的に2000年に設立された「IMADR-Mie（反差別国際会議三重）」が2005年度に合併し、「財団法人反差別・人権研究所みえ」となり、2012年度からは公益財団法人として三重県から認可を受け、人権問題の解決に向けたさまざまな取組を進めています。

当研究所は、早くから大学教授を研究代表者として「障がい者問題と人権研究会」を発足し、障がい者の人権に関する調査・研究や公開講座を実施し、2013年度には、三重県下すべての特別支援学校の保護者、県内各障がい当事者団体やご家族を対象に「障がい者差別に関する被差別体験」に関する調査を実施し、障がい者差別を解消する条例の必要性や啓発・教育等について政策提言を行いました。

この度、「三重県障がい者差別解消条例策定調査特別委員会」が県議会で設置され、来年6月の条例案提出に向け、先進事例の研究や参考人招致等に取り組まれていることと存じます。

つきましては、2013年度に実施した調査において、調査票の記述枠を超えた箇所にも記述いただくなど、思い出したくない過去の厳しい差別の現実、障がい当事者やご家族の声を、ぜひ今後の条例策定に反映していただければと思います。関連資料といたしまして、当研究所が毎年発行している「研究紀要」のなかから、調査結果の分析をまとめた「第2号」と、自由回答記述の主要な事例をまとめた文書をお送りさせていただきます。

一日も早く、三重県内から障がい者差別が解消されますよう、当研究所といたしましても尽力いたしますので、よろしく願いいたします。

公益財団法人 反差別・人権研究所みえ
三重県津市一身田大古曾693-1
TEL 059-233-5525 FAX 059-233-5526
E-mail motoki@kenkyu-mie.or.jp
常務理事兼事務局長 松村 元樹

三重県に障害者差別解消条例が必要不可欠であるという立法事実のリスト

各章ことの通番		事案
(a)子ども・教育		
1	a-1	「あの子、何?」「見ないの」「勉強しないの」「勉強しないよ」などの陰口を言われた。「〇〇君はできないから」という教員の口癖。「障がいのあるお子さんの登下校は、ご家族が責任を持って」と子どもの様子も確認せず送迎を強制する学校
2	a-2	子ども会の行事の練習を班でするときに障害のない子どもまで声をかけてもらえず当日はただ立っただけで終わると言われた
3	a-3	私は、普通学校では同級生85人のうち、ほとんどの同級生から、いじめられてきました。私はすごく頑張って学校の勉強や宿題をしてきたのですが、勉強ができず、ついていけないし、体が汗くさいということで、バイ菌扱いをされて、暴力をされたり、刃物を投げ飛ばされたり、石を投げ飛ばされたり、トイレのサンポールを頭からかぶせられたり、フェンスにたたきつけられたりされました。後は、同級生から無視をされて、いつも一人でいて孤立してしまいました
4	a-4	普通園への入園を希望した際に、「そんな子どもがきてどうするの?」「何もできないのに」と教諭に言われた
5	a-5	幼稚園に言っていたときは、重度の知的障がいを持っているため言葉はしゃべれないし、小さい頃から普通の子と比べて全体に発達の遅れなどもあって、面倒見ていけないからと入園してからは、たった3ヶ月で幼稚園をやめさせられたことがあります
6	a-6	私立の幼稚園の面接を受けて合格したのに、合格後に障がい名がついたと園長に相談したが「そういう子どもさんはねえ〜うちでは見れないんですよ」と入園拒否された
7	a-7	社会見学、野外活動、修学旅行等の行事で保護者が付き添うように言われたこと。他の子と同じバスではなく保護者が見学場所まで連れて行くように言われたこと。友だちと同じ部屋に泊まられなかったこと。話し合いで親がバスに同乗するという条件で友だちと同じバスに乗ることができたが、何かあった時は親の責任で行動することについての念書を書くように言われた
8	a-8	支援学級の担任が修学旅行の時の飛行機の座席を教師の隣にする。うちの子だけ「助けてください」などと記入してある名札を首からぶら下げたこと
9	a-9	小学校に入学する前に地域の小学校へ見学に行ったら、こちらの意見を聞く前に特別支援学校へ行く前提で（地域の小学校にはきてもらっては困る）話を進められた事
10	a-10	支援員の先生に「クレープをつるして歩けば、鼓笛隊に出れたんじゃない」と言われた

各章ごと の通番		事案
(c)公共交通機関		
20	c-1	「前もって準備しておいて」とバスの運転手に怒られた。「療育手帳って何？大人料金で払って」と駅員さんに怒られた。
21	c-2	電車の中で子どもが緊張や不安、疲れから歯軋りをしてしまうので親も大勢人のいるところでは気をつけてはいるのですが、「うるさい」と言われ、子どもと2人席から立ち、特急電車の降車口の所で駅に着くまで立ってしまいました。子どもが歯軋りしないようほほのところをずっと手で押さえていたとき、涙が出てきました
22	c-3	JRの駅で指定券を購入する際、障害者手帳の提示だけではなく、住所や電話番号などを書類に記入しなければ新幹線などのチケットは購入できません。また車いす用の指定座席はみどりの窓口ではなぜか購入できないため、購入するのにとても時間がかかりすぎる
23	c-4	電車（JR）で介助を頼んだら駅員が少ない為、この駅は使わないでほしいと言われて。なるべく四日市駅でおりてほしいと
24	c-5	特別何かを言われた事はないが、公共交通機関を使用した際に周囲のお客の視線が気になる時がある
25	c-6	療育手帳を使ってバスの切符を回数券で買う時に手間がかかる様で運転手が無愛想で凄く嫌な思いをした
26	c-7	（電車やバスの）日にちの予約や時間を限定されること

各章ごと の通番		事案	
(d)役所			
27	d-1	障害年金申請で寝ている姿を写真に撮るように言われた。「治らない、良くはならない」と本人の前で言われた	
28	d-2	市役所で特別児童扶養手当の手続きに行った時に、バカにした口調で対応された	
29	d-3	役所では、小学校の頃、学童保育を「こういう子を一人預かるのにどれだけの経費がかかると思うの?」と断られた	
30	d-4	支援サービスや年金のことなどで手続きに行ったり、相談に行くと、「誰かに支援を増やすと誰かが減ることになる」と言われた。また、支援学級のない学校に行くことになったとき、支援学級を作るには予算がない。件の決めることだから…。と予算の話をする。手当をもらうことがわるいことのように感じた。	
31	d-5	今でも忘れる事ができません。四日市市役所の〇〇課の女性です。12年ほど前になると思いますが、障害手当での申請した時、「税金ドロボウ」みたいな言われ方をしたのは一生忘れません	
32	d-6	保育所入所の件で市の担当課へ相談に行き、〇〇保育所を希望したところ、これ以上障害児が増えると健常児に対する割合が高くなり、悪影響を及ぼすので入所は無理とのことでした。誰にどんな悪影響を及ぼすのか具体的を示されず不愉快でした	
33	d-7	市役所に日中一時支援について尋ねた時(土曜日に仕事が入った時のために)、「こういう子供がいながら共働きをする必要があるのか」と言われた	
34	d-8	2歳頃から市の保健師が家庭訪問に来て、入学を希望する小学校は保護者に決定権があると何度も聞かされ、近所の一般校を希望している事を何度も伝えたのに、教育委員会に「この子に入学されては学校の運営が成り立たない」などと暴言を吐かれたこと	

通番		各章ごとの通番		事案	
(e)施設					
35	e-1	(障がい者関係施設で) 障害が理解されなためバカにされたこと			
36	e-2	幼児期に福祉施設でありながら、自閉症の障害特性を理解してもらえず、否定され続けた。親のせいにされたこともある。できないことをするように強要された			
37	e-3	障がいの重い親に軽い障がいであるのに障がい者施設に来られたら重い障がい者の邪魔になる、重い障がい者の居場所を取られたくないと言われ、来るなと言われた。中途半端な障がい者は、それこそ中途半端で居場所がないように思え、悲しい思いをした			
38	e-4	3歳6ヶ月健診の時、〇〇保健センターで嫌な思いをしました。すでに子どもも障害については認知しておりましたので、市の窓口へ事前相談をしたところ、予めセンターに連絡をしておきま事で安心して受診して下さいとのことでした。ところが泣きじゃくって何も出来ないのか」とか「何故、こんな簡単な事ができなのかい」とか「こんな泣いていたら何も検査できない。寝不足じゃないのか」とか「何故、こんな簡単な泣いていたら何も検査できない。何も出来ないのだから、早く帰れ」とか「目の検査をやって来て」とか「何故、こんな簡単な検査が出来ないの」とか「何も出来ないのだから、早く帰れ」とか。職員全員が敵に見えたこと。			
39	e-5	子どもの様子を聞いた途端、この施設では預かれませんと言われた (まだ子どもを見ていないのに)			
40	e-6	小学校入学の時、役所の人に「特別支援学校では一番になりますよ」と言われた時			

事案

(f)商業施設

通番	各章ごとの通番	事案
41	f-1	商業施設での周りの視線のなかに明らかな蔑みを感じ取ったことがある
42	f-2	スーパーに買い物に行った時、小さい女の子がうちの子供の目の前に立って、じつと子供の顔を見た。車椅子に乗った子が珍しいのだと思った。すぐに女の子の母親が来て「見たらあかん」と言い、女の子をひっぱって立ち去った。それが私にとつてショックで、やっつの思いで我が子を外に出したのに、この事がきっかけで、しばらく外出は怖くて出来なかった。我が子の受診で待合室で待っていたら、70歳くらいのおばあさんが「かわいそうに。あんな小さいのに、かたわやわ」って言われた。私が「何かありましたか？」って聞いたら「あー怖い。あのかたわの子のお母さんに怒られたわ」って言われた。心底、傷ついていた
43	f-3	車椅子だと入りにくい店があると人の少ない人しか入れないのですが、それでも「狭いのにな」という目で見られている時は悲しくなります
44	f-4	特に商業施設では子供が汚い服装でもないし、手が汚れているわけでもないのに、よだれ等もない子供なのに「触らないで、あっちへ行ったら」など言われた
45	f-5	スイミングスクールに入ろうとしたら「注意がとどかないから」と断られた。スイミングスクールに入りたいと思いい相談に行ったら最初から「無理無理」と言われ断られた
46	f-6	美容院にて首のすわっていない子供は拒否されてしまいました。親が補助すると申し出てもダメとの事でした
47	f-7	車椅子用駐車場に体が不自由ではない人が車をとめたため一般用の狭いスペースにしか車をとめられず、子供（肢体不自由）を車から抱きかかえて降ろすとき大変な思いをした
48	f-8	県内のアミューズメントパークで、アトラクションに乗りたいたいと希望して聞いたところ、ダメと言われ、でも1歳や2歳の子が乗っているのに。その子たちがよくて、なぜうちの子はダメなのか。障害という一括りにされ、乗れそうな乗り物ものれず楽しくなかった
49	f-9	小学校のとき、スーパーに買い物に行ったとき、機嫌が悪くなり、泣きわめいていたときがあり、買い物に来ていた人にな「うるさい！つれてくるな！」と言われた

事案

(g)日常生活

通番	各章ことの通番	内容
50	g-1	障がいのある子を育てていることを知りながら、職場ではお客様の中に知的障がい者を見つけると「気持ち悪い」「障がい者なんて来店して欲しくない」等の言葉や笑い
51	g-2	近所の盆踊り大会でジロジロ見られ嫌な思いをしました。地区の人たちとあまり関わりを持っていないかったため、そのようなになったかと思いました
52	g-3	お婆ちゃんや孫が家の前を通りかかり、「このうちの子は豚みたいな顔をして変なこととする子やなあ」と声高に話していた
53	g-4	何もできない人扱い。体験の場、チャンスが本人の希望・要望ではなく制限される。かわいそう…と思われている。(何につけても哀れんだ表現。どちらがかわいそうなんだろう…)
54	g-5	近所の方だと思いが、車に「お前の家には障害者がいるだろう」とワープロで打った張り紙をされた。町内会の役員会になかなか出られず、文句を言われた
55	g-6	奇声を夜中にしていたため、当時住んでいたアパートの方から「夜中におもちゃで遊ばせるな！うるさい！出て行け！」と言われた
56	g-7	「私の子供が障がい児でなかってよかった。子供にどんなしつけをしているのや、この親は」と言われた。子供の育成会でどうせ行事などにも出てこれないので、あそこの子は会費など集めなくてもいいよねと決め付けられていた
57	g-8	4月4日(木)に津の阿漕浦海浜公園内交通公園で楽しく遊び、終わりの時間になったので自転車を返しに行き、子供が最終まで自転車を返したいと「ギャー」といってちやんと返し、帰ろうとしたら管理者が障がい者とわかり「おたくの子、あれなん？」と行って「これから断ることがあるから」と言ってきた、ちやんと遊んでいても障がい者とわかると不適切な暴言を言ってくる管理人のレベルの低さにあきれてしまいました。私も「人権無視や」と言いました。子供が行ってしまい、うやむやになってしまつて、しばらく怒りを感じました
58	g-9	近所では、知的障がいという事が知れ渡ると女の子のお母さんたちが怖がるそぶりを見せ、歩いていても手を引っ張り近寄らないよう、ひそひそ話をしている。「指さしちゃダメ」「何にもしないと思うけど、相手にならないようにね」とか冷たい視線と「あの子たちは精薄」「あんな子、育てとる親もアホが多い」と高齢者に言われた
59	g-10	職場では直接ではないですが、障がいのある人を見て、バカにするような事を言っているのを聞くととても嫌でした

「防災・減災に向けた地域社会との豊かな関係の構築をめざすアンケート調査」から見えてきたもの

公益財団法人反差別・人権研究所みえ
常務理事兼事務局長 松村 元樹

I. はじめに

2011年度に発足した「災害時においても障がい者への合理的配慮が確立される三重をつくる研究会」（以下「当研究会」という）は3年目を迎えています。その間、さまざまな調査・研究を重ねていくなかで、災害時における障がい当事者への合理的配慮が確立されるためには、地域社会との関係性を豊かに築いていくことが重要視されるようになってきました。

2012年3月、「公益財団法人 反差別・人権研究所みえ」（以下「当研究所」という）が開催をしたシンポジウムで、社会福祉法人AJU 自立の家所長である水谷真さんは「（前略）最近の役人は、申し訳ないですが『上と相談してみます』『県に判断をあおがないとできません』と動きが悪い。その気にさせるには普段からものが言える関係があり、何とかしてくれと言える関係があることで、心を動かされて何とかしようという気にさせるように、普段から、そういった関係をもっているかどうか、それは事業所も同様です。近隣住民とも関係をつくる、それをいかに具体化できるかに（当事者や家族の防災・減災の実現は）かかっていると思います。（後略）」と語っています。

また、東日本大震災以降、自治体が機能不全に陥り、障がい当事者の安否確認が不可能になったことを教訓に、地域社会において近隣住民同士での情報共有や豊かな関係性の構築が強調されるようになってきています。災害時は、当事者や家族の状況をよく理解している特別支援学校や施設の職員も被災者となり、理解者である職員が学校や施設にたどりつける確証がありません。災害発生直後は、近隣住民との助け合いが最重要課題と言っても過言ではありません。

2011年度に当研究会が実施した「防災に関するアンケート調査」の結果では、「（災害時に）救助を求めることができない」が52.5%と過半数、「（災害時に）救助を求めても来てくれる人がいない」が30.9%と3割の当事者や家族が回答しています。

こうした課題の解決策として、「避難を支援してくれるサポート体制の整備」では75.8%と極めて高く、「自治会や民生委員等でのサポート体制の整備」が55.5%、「『障害』者が地域のどこに住んでいるのかがわかるような情報を関係者が共有できる環境整備」は54.7%でどちらも過半数、「『障害』者も参画した避難訓練や情報が適切に届く想定訓練の実施」は47.9%と半数近くにおよんでいます。地域社会におけるサポート体制を多くの当事者や家族が求めていることがわかります。

一方で、このような地域社会との豊かな関係を築く必要性が強調されたり、当事者や家族が地域社会との豊かな関係性を求めていたりするにもかかわらず、現在では多くのところで構築されていないという課題が見えてきます。東日本大震災をはじめ、これまでの震災によって、地域社会との豊かな関係づくりへのニーズが一層高まったことは事実です。しかし、防災・減災に向けたマニュアルや計画づくりは全国的に広がってきていますが、当事者や家族と地域社会との関係性を豊かにするような協働・交流を促進する取組はあまり報告されていません。

地域社会と関係性をもつ機会をつくることができない当事者や家族が存在する理由には、県民・市民の障がい者に対する態度や意識、理解が低い状態にあることによって、それを許さない状況がつくられているのではないかと考えられます。そこには当事者や家族が、「近隣住民や地域が自分たちのことを受け入れてくれるのかどうかわからないという不安」や、「関わりをもとうとしたときや、子どもと出かけたときに嫌な思いをした、つらい思いをした」という体験が、当事者の社会参加がしにくい、地域社会との接点をもたたくてももてないという思いを抱かせている可能性があると考えられます。当事者の家族のなかには「(障がいのある)子どもと心中しようとしてまで考えていた時期があった」という人もいました。こうした当事者や家族の体験は、自治体や教育関係機関などが実態を詳細に把握することのないまま今日に至り、その結果、問題解決の遅滞を招いていると考えられます。

当研究会では、社会参加や地域社会との豊かな関係性をより高めていくことを阻害したり、ためらわせたりするような当事者や家族が体験してきたこと、すなわち社会との関わりの中かで受けてきた被差別体験を具体的に把握することからはじめることにしました。「防災・減災」を実現する

上では、地域社会や近隣の人々との豊かな関係性の構築なくして実現はなし得ないという観点から、当事者や家族がこれまで社会との関わりのなかで受けてきた被差別体験を把握し、具体的な教育・啓発、交流などの手法や内容を考え、システムを構築し、まちづくりを推進するための実態把握を目的として、当事者と家族を対象とした「防災・減災に向けた地域社会との豊かな関係性を構築するためのアンケート調査」を実施しました。

II. 調査の概要

1. アンケート調査の対象及び協力団体・者

- ・公益社団法人 三重県障害者団体連合会
- ・財団法人 三重県知的障害者育成会
- ・三重県自閉症協会
- ・NPO 法人 ピアサポートみえ
- ・NPO 法人 ステップワン
- ・NPO 法人 三重県精神保健福祉会
- ・社会福祉法人 三重県視覚障害者協会
- ・社団法人 三重県聴覚障害者協会
- ・東海地区遷延性意識障害者と家族の会
- ・三重県立の全特別支援学校(盲学校、聾学校、城山特別支援学校、杉の子特別支援学校、緑ヶ丘特別支援学校、稲葉特別支援学校、くわな特別支援学校、度会特別支援学校、伊賀つばさ学園、玉城わかば学園、西日野にじ学園、北勢きらら学園、東紀州くろしお学園)の保護者
- ・調査にご協力いただいた県民

2. 調査方法

- ・各団体から会員へのアンケート調査票の配布・回収
- ・県教育委員会人権教育監を窓口に関教育委員会特別支援課への説明と協力依頼。特別支援学校校長会にて説明と協力依頼。各学校から保護者へ配布・回収。学校で集約後、研究所職員による回収

3. 実施期間

- ・2013年4月1日～11月31日(特別支援学校は11月中旬に配布、12月に回収)

4. 調査票の設計

- ・災害時においても障がい者への合理的配慮が確立される三重をつくる研究会
- ・公益財団法人 反差別・人権研究所みえ

5. 集計・分析

- ・公益財団法人 反差別・人権研究所みえ

6. 回収状況

- ・回収 981 票(うち未記入 12 票) 有効回収 969 票
- ・被差別体験記載あり 808 票 記載なし 161 票
- ・性別：男性 611 票(記載あり 517 票)
女性 329 票(記載あり 268 票)
回答しにくい方 10 票(記載あり 4 票)
無回答 32 票
- ・種別：肢体不自由 197 票(記載あり 172 票)
聴覚障がい 88 票(記載あり 64 票)
視覚障がい 30 票(記載あり 28 票)
内部障がい 18 票(記載あり 17 票)
知的障がい 586 票(記載あり 485 票)
自閉症 320 票(記載あり 294 票)
発達障がい 239 票(記載あり 210 票)
精神障がい 39 票(記載あり 34 票)
その他 26 票(記載あり 19 票)
無回答 26 票(記載あり 14 票)

Ⅲ. アンケート調査の結果から

今回のアンケート調査では、「なぜ、地域で生活しながらも、当事者と住民との接点がこれほどないのか」「いざ災害が発生した際には、命を守るために避難することが最優先であり、そのためには近隣の住民の協力なくして避難できない状況の当事者や家庭もいるなかで、なぜ近隣住民との関係性が希薄であり、時には当事者や家族が近隣住民との付き合いに抵抗を感じているのか」などについて、その原因の一つである当事者や家族の体験が具体的に明らかになりました。その結果を見ていきます。

(本人)

問1 これまでの生活のなかで、ご自身が障がい者であるということで、「いやな思いをしたこと」「つらかったこと」などを経験されたとき、その経験は、どのような場所で起きましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

(家族)

問1 これまでの生活のなかで、保護者さんご自身が「家族に障がいを持つ人がいる」ということで、「いやな思いをしたこと」「つらかったこと」などを経験されたとき、その経験は、どのような場所で起きましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

図1 被差別体験の場所

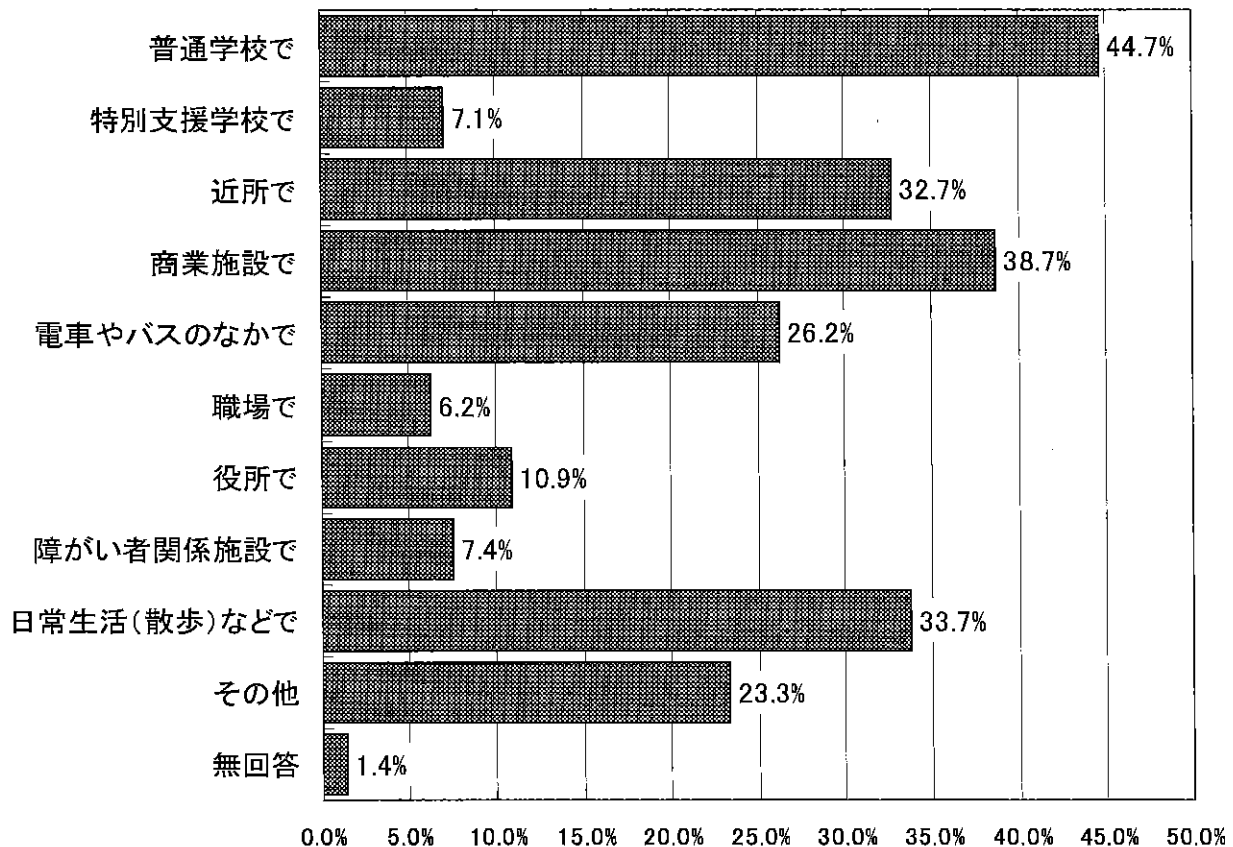


図1は、当事者や家族が被差別体験を受けた場所を聞いた結果です。最も割合が高かったのは「普通学校で」で44.7%、2番目に高かったのは「商業施設で」で38.7%、3番目は「日常生活(散歩)などで」で33.7%、次いで「近所で」が32.7%、「電車やバスのなかで」が26.2%、「役所で」が10.9%、「障がい者関係施設で」が7.4%、「特別支援学校で」が7.1%、「職場で」が6.2%となっています。「普通学校で」では、入学時におけ

る入学拒否、学校内での生徒や保護者からのいじめや冷たい視線・態度、教職員の対応が次の問2の被差別体験の詳細で書かれています。2番目に高かった「商業施設で」では、スーパーなどでの買い物時に他のお客さんから冷たい視線や好奇心な目などで見られる体験が多くを占めていました。3番目に高かった「日常生活(散歩)などで」や「近所で」でも他の県民からの視線や態度、言動による被差別体験があり、「役所で」ではサービスの申請時や相談に訪れた際に言動を中心として体験していることがわかりました。

また自由回答記述で最も多かったのは「病院」で、医者や看護師の言動や態度、待合室での他の患者の言動や態度による被差別体験が多くあることも明らかになってきました。

(本人及び家族)

問2 問1の経験について具体的な内容をお書きください。一つに限定しません。

本人や家族を対象とした調査で、問2では問1で体験をした具体的な内容について自由記述欄を設けました。これまで公にされることはなかった地域社会や県民から受けた当事者や家族の厳しい実体験がつつられていました。一部抜粋したものを紹介します(全文は「防災・減災に向けた地域社会との豊かな関係の構築をめざすアンケート調査報告及び提言書」に掲載)。

- ・ 兄弟の学校にお迎えに行った時、障がいをもつ兄を見て、学校の生徒に笑われました。車の中で待ってても覗きこんで見てきたりして…。もう二度と行きたくないと思いました。このことについて主人に話したところ、学校で役員をした時、主人は直接校長先生に話しました
- ・ 人の目はあまり気にならなくなりました。病院などでは小さな子どもが「へんな子おるよ!」とか「死んだらどうするの?」とか色々言われました。子どもにとっては不思議なのか分かりませんが悲しかったです
- ・ 車椅子だと入りにくい店だと、人の少ない時しか入れないのですが、それでも「狭いのに」という目で見られている時は悲しくなります。バスは時刻が決まっているので、リフトで乗せてもらおうと時間がかかって申し訳なくなります。電車へ乗りつぐ方のイライラが顔に出ている時は乗るのをやめたくくなります
- ・ 「こんな子を連れてよく出かけるなあ」「一昔前なら離れにオリを作って日中は閉じ込めておいた子だ」「何でこんな子が生まれてしまったの

- か」など身内から言われた。障がいのある子を育てていることを知りながら、職場ではお客様の中に知的障がい者を見つけると「気持ち悪い」「障がい者なんて来店して欲しくない」等の言葉や笑い。役所では、小学校の頃、学童保育を「こういう子を一人預かるのにどれだけの経費がかかると思うの？」と断られた。小学校の頃、障がい者利用施設で多動を理由に「他の健常者の親が嫌がっている」と利用を断られた
- 奇声を夜中に発していたため、当時住んでいたアパートの住民の方から「夜中におもちゃで遊ばせるな！うるさい！出て行け！」と言われた。学校では、担任から「とても大変な子」「教師をしてきて、このような生徒は初めてだ」と言われたこと。陰では「育て方が悪い。やっかいもの親子」とも言われた
 - 本人が奇声を出すことにより、外出する場所のどこへ出かけても必ず人に振り返られ、ジロジロ見られてしまう。私(母親)は、こんなものかと半ばあきらめています。父親は世間の目を非常に気にするので、我が子を外に連れ出すことが最近少なくなりました。一緒に買い物に出かけても、誰かが車に残り、障がいのある子どもを見ているという感じで、みんなで一緒に出ることが少なくなりました。以前と比べて、外食は少なくなりました
 - 支援学級に在籍していた小学校で入学式の後、「どんな障がいがあるのか、同級生の保護者に説明してほしい」と言われた。理解を深めるためだった配慮で逆に溝ができて、腫れ物にさわるような気持ちが6年間ずっとした。近所では、知的障がいという事が知れ渡ると女の子のお母さんたちが怖がるそぶりを見せ、歩いていても手を引っ張り近寄らないよう、ヒソヒソ話をしている。「指さしちゃダメ」「何にもしないと思うけど、相手にならないようにね」とか冷たい視線と「あの子たちは精薄」「あんな子、育てとる親もアホが多い」と言われた
 - デパートにて弟の行動を奇異な目で見られ、5歳はなれた姉が「なぜ弟は何も迷惑をかけていないのに人はあんな目で見ると」と号泣した時は、とても辛かったです
 - 商業施設でジロジロ見られる。弟が幼稚園のとき、同級生が障がい児(うちの子ではない違うお子さん)に対し「悪いことをしたら、あんなふうになる」と発言したそうで、弟が嫌な思いをして帰宅したことがありました
 - コンサート会場(自由席)での事。車椅子もなく安全確保のため見えなスペースまで案内された。その上、他の客が私の前に立ち熱狂して

いた。少しスペースを空けてくれるように言うと、「車椅子の人間が来るな」とにらまれた。心ない言葉をはく若者に大変腹が立った

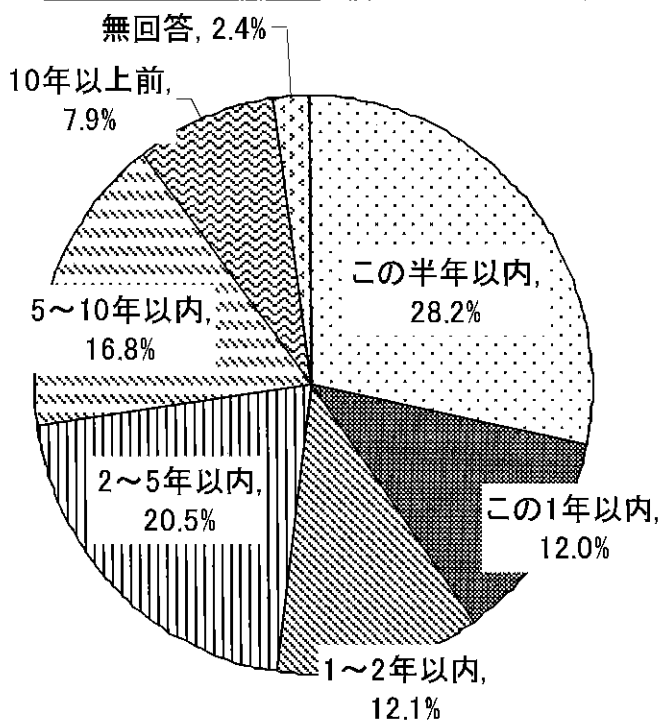
- 車椅子や独歩の歩き方(少し足を引きずるような感じで左右にゆれま
す)を見て「かわいそうに、あんなに小さいのにお母さんが妊娠中にな
んかしたんじゃない」と見知らぬ人から言われたり、変な目で見られ
たりすることがある。幼稚園や小中学校の運動会などで『一緒に走
ると遅くなるから嫌』と子どもが言うのよ」と母親同士が話していたり
する。その親がいるのがわかるとすぐに口をつぐんでしまう。子ども
がいじめをしているのに「うちの子は何も悪くない。ただ変な歩き方
をマネしただけでしょ」と堂々と学校の教師に言う保護者がいた
- 電車の中で子どもが緊張や不安、疲れから歯軋りをしてしまうので親
も大勢の人がいるところでは気をつけてはいるのですが、「うるさい」
と言われ、子どもと2人席から立ち、特急電車の降車口の所で駅に着
くまで立っていました。子どもが歯軋りしないよう、ほほのところを
ずっと手で押さえていました。涙が出てきました
- すべてに共通して言える事は、ジロジロ見てくるだけではなく通りす
ぎてもわざわざ戻ってきて、もう一度ジロジロ見て笑っている事が多
いです。あまりに耐えられなかった時はジロジロ見ている人に「何か
御用ですか？」とわざと声をかけてやりました。いつ、どこにいても、
好奇の目で見られるので嫌な思いばかりしています
- お店で声を出したため、「そんな子を連れてくるな」と別のお客さんに
言われた。病院で「体調が悪いんだから、その子をウロウロさせない
でよ」と言われた。エレベーターの中で子どもが友だちと「この子ね、
病気の子で、しゃべれないよ。お母さんが言っていた」とヒソヒソ話
をしていた
- 市役所に日中一時支援について尋ねた時(土曜日に仕事が入った時の
ために)、「こういう子どもがいながら共働きをする必要があるのか」
と言われた
- 小学校入学時、役所の人に特別支援学校では一番になりますよと言わ
れた。小学校の校長先生に「あの大きな教室があなたの子どもさんの
トイレだ」と言われ、プライバシーも何もないところで困りをつくっ
てもらった時は、「あなたの子どものために10万円も使ったんだ、お
礼を言ってもらいたい」と言われた。「運動会で大きな音を怖がるので、
大きな音のときだけ、ウォークマンを聴かせてもいいですか」と言っ
た時、校長先生に「そんな遊び道具は許可できない」と言われた

- ・病院で診察を待っている時、奇声をあげたり、じっとせず、体を動かしていたところ、隣に座っていた年配の夫婦が逃げるように離れた席に移動し、女性が「あの子、頭おかしいな」と男性に言っているのが聞こえた。聞こえるようにわざと言ったのではなかったが、シンとしていたので聞こえてきた
- ・4月4日(木)に津の阿漕浦海浜公園内交通公園で楽しく遊び、終わりの時間になったので自転車を返しに行き、子どもが自転車を返したいと「ギャー」と言ったので、子どもが自転車を返し、帰ろうとしたら管理人が障がい者とわかり「おたくの子、あれなん？これから断ることがあるから」と言ってきて、ちゃんと遊んでいても障がい者とわかると不適切な暴言を言うてくる管理人のレベルの低さにあきれてしまいました。私も「人権無視や」と言いましたが、子どもが行ってしまい、うやむやになってしまっ、しばらく怒りを感じました

(本人及び家族)

問3 問1のなかで最近経験したのはいつごろでしたか。一つ選んで○をつけてください。

図2 最近の被差別体験の時期



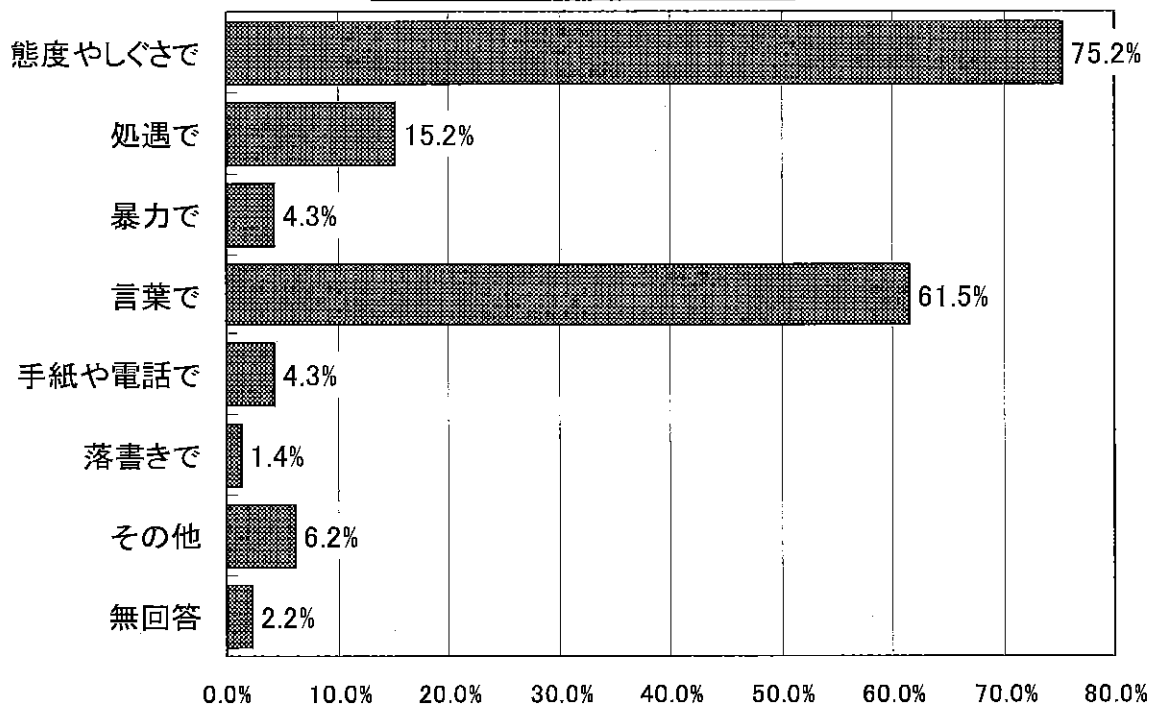
こうした被差別体験を受けた時期について、最も割合が高かったのは「この半年以内」で28.2%、2番目に高かったのは「2～5年以内」で20.5%、3番目は「5～10年以内」で16.8%となっています。過去5年間に限定を

すると「この半年以内」「この1年以内」「1～2年以内」「2～5年以内」をあわせて72.8%と7割を超えており、当事者や家族に対する県民の差別行為等は今日も極めて厳しい状況にあることがわかります。

(本人及び家族)

問4 経験された「いやなこと」「つらかったこと」などは、どのような内容でしたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

図3 被差別体験の内容

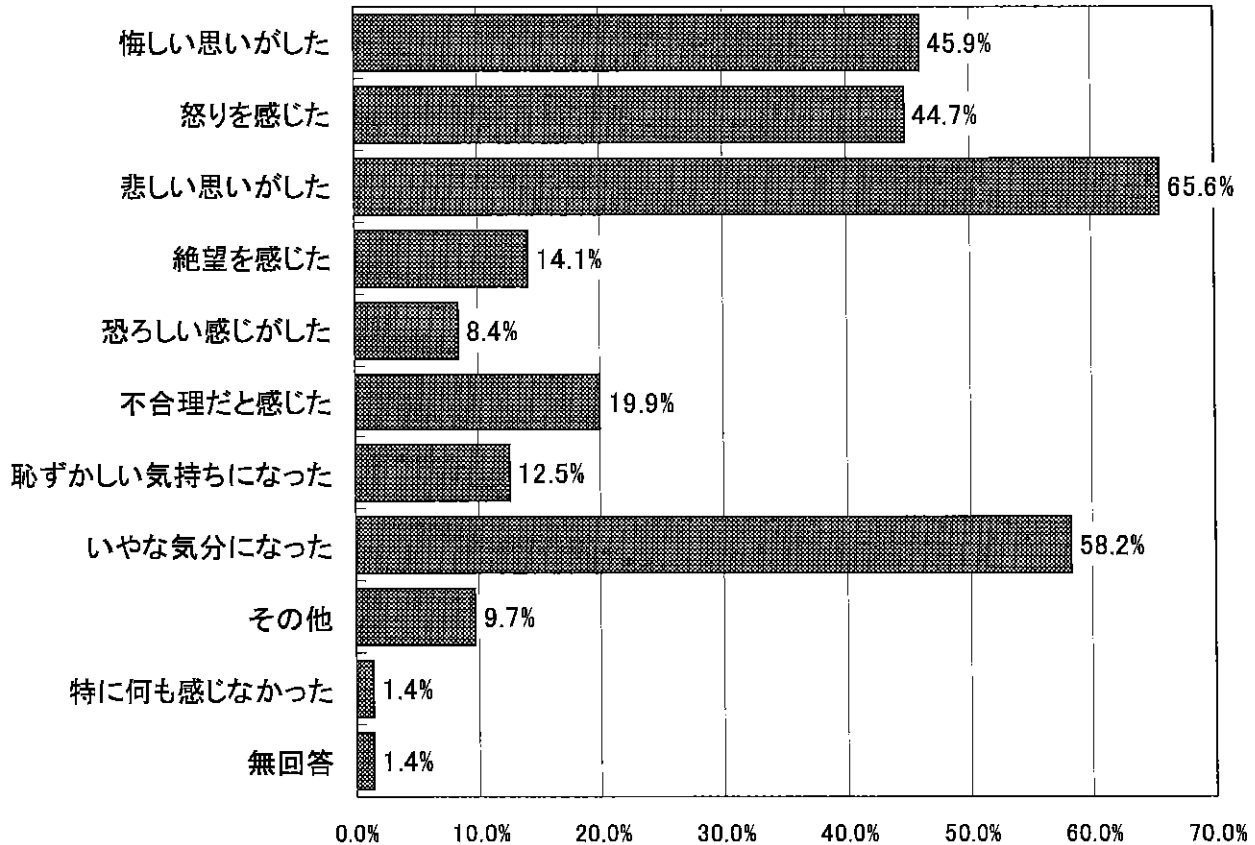


被差別体験の内容について、最も割合が高かったのは「態度やしぐさで」で75.2%、2番目に高かったのは「言葉で」で61.5%、3番目は「処遇で」で15.2%、次いで「暴力で」「手紙や電話で」が4.3%、「落書きで」が1.4%となっています。当事者や家族の被差別体験の様相は「態度やしぐさで」の7割を超えるという結果や、「言葉で」の6割を超える結果からみえるように、多くの当事者や家族が直接的な被差別体験をしていることがわかります。

(本人及び家族)

問5 この経験をされたとき、どのような気持ちになりましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

図4 被差別体験時の受け止め方



こうした被差別体験時に、当事者や家族が感じた気持ちについて、最も割合が高かったのは「悲しい思いがした」で65.6%、2番目に高かったのは「いやな気分になった」で58.2%、3番目は「悔しい思いがした」で45.9%、次いで「怒りを感じた」が44.7%、「不合理だと感じた」が19.9%、「絶望を感じた」が14.1%、「恥ずかしい気持ちになった」が12.5%、「恐ろしい感じがした」が8.4%、「特に何も感じなかった」が1.4%となっています。当事者や家族は、被差別体験時に実にさまざまな気持ちにさせられていることがわかります。こうした被差別体験と、その時に生まれた感情によって、地域社会とのつながりを遠ざけてしまうという結果を生み出していることが考えられます。

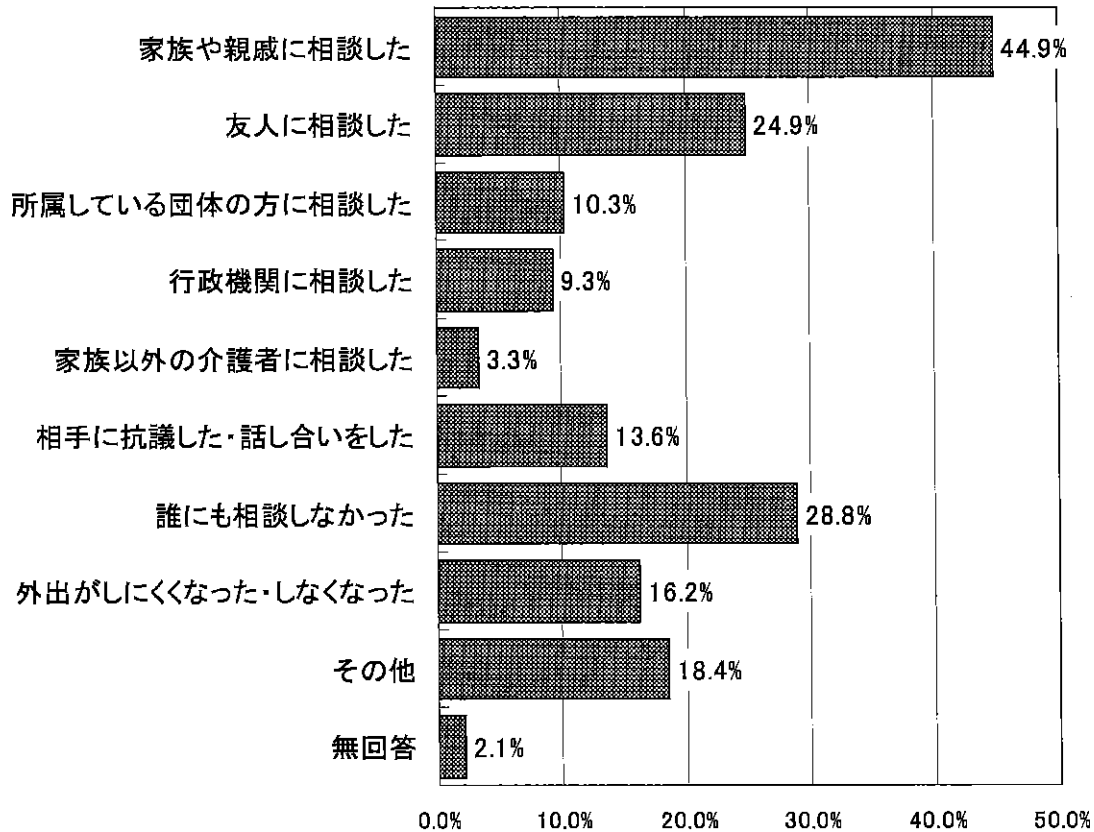
また、「その他」の自由回答記述には、下記のような「死を考えた」といった厳しい感情も書かれていたので、一部抜粋したものを紹介します。

- 死にたいと思った
- こんなところにいたくないと思った
- 死を考えたこともあった
- 外へ場所をかえざるを得なかった
- やる気が起きなくなった
- がっかりした
- 人の気持ちがわからない人なんだと思った
- 穴があいたら入りたいような消えてしまいたい気持ちになりました
- 声に出して言うか言わないかは別として、そのように感じている人が多いのだなと真実を知った気がした
- 世間ってそんなもんだとあきらめた
- 障害をもっているから仕方がない。病気みたいにいつか治るわけでもないのだから、なるべく本人が楽しい一生を送れたならいいかなと思います
- 将来が不安になった
- その人も同じ目にあえばいいのになと思った
- 自分自身も気付かぬうちに誰かを傷つけるかもしれないので気をつけようと思った
- そんな考えしかもてなくて、かわいそうな人だなと思いました
- その人はそれだけの人間だと思った
- これからもずっとあるのだと思うとやりきれなく感じた
- 泣けてきた。娘に話したら、娘もととても怒ってくれる。少し私になぐさめられた
- アホが多いなあと思った
- 普通学級に入学しなければよかったと思いました
- 逆に、相手の方が「そういうふうにはしか見られないからかわいそう」と思った

(本人及び家族)

問6 これらの経験をされたとき、どのように対処しましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

図5 被差別体験時の対応



こうした被差別体験時に、どのように対応したかについて、最も割合が高かったのは「家族や親類に相談した」で44.9%、2番目に高かったのは「誰にも相談しなかった」で28.8%、3番目は「友人に相談した」で24.9%、次いで「外出がしにくくなった・しなくなった」が16.2%、「相手に抗議した・話し合いをした」が13.6%、「所属している団体の方に相談した」が10.3%、「行政機関に相談した」が9.3%、「家族以外の介護者に相談した」が3.3%となっています。

被差別体験時に、「家族や親類に相談した」ですら4割を超える程度にとどまり、「行政機関に相談した」では1割にも満たない結果となっています。さらに2番目に高かった「誰にも相談しなかった」は、相談することへのあきらめや被差別体験への慣れ、相談相手がいないといった「泣き寝入り」の状況に当事者や家族があることを示していると言えます。また、こうした体験をきっかけに「外出がしにくくなった・しなくなった」が16.2%となっており、差別が地域社会とのつながりを分断している結果を生み出しています。

「その他」の自由回答記述では下記のような内容も書かれていたもので、一部紹介します。

- ・ 鬱病になった。対人恐怖症になった
- ・ 現実として受け入れるしかなかった
- ・ 一人で泣く
- ・ もう慣れている。いちいち考えないことにしている
- ・ 堂々としました
- ・ ギリギリまで人混みに出ない
- ・ 小さい時からなので、そういう目に慣れてしまった
- ・ 仕方ないとあきらめた
- ・ 相談する人がいない。相談しても同じ。言っても同じこと
- ・ 自分の気持ちを切り替え、前向きに考えた
- ・ 相談なんて誰にできましようか？解決しませんし
- ・ 学校の先生に相談しました
- ・ 本人を連れて行くのをためらう
- ・ 気にしない事にした
- ・ 今はまだ言っていない
- ・ 引っ越ししました
- ・ 学校、主治医に相談した
- ・ 公園で大きな子どもには近づかせないようにした
- ・ 相談してもどうなるものでもない。グチを言って終わるだけ
- ・ 気にしないようにしている
- ・ 保育園をやめた

今回、調査票の回収数は981票で、有効回収数は969票、その内、被差別体験の記載があったのは808票でした。仮に、有効回収のなかで記載のなかった161票が被差別体験のないものとした場合でも、被差別体験があったと回答した当事者や家族は83.4%(記載あり808票÷有効回収数969票×100)にもおよぶこととなります。今回の調査では被差別体験の有無に関わる項目を設計していませんが、想像以上に当事者や家族は、差別の眼差しにさらされてきたことが考えられます。

IV. 障がい者問題に関する県民・市民の意識の現状

当事者や家族が、これまで紹介してきたような体験をしてきた原因には、県民・市民の障がい者問題に関する低い理解度や偏見、差別意識などが大

大きく影響していると考えられます。現時点において、県民・市民の意識がどのような位置にあるのかを県内の各種意識調査から見ていきます。

ここで紹介する意識調査は、「2012年人権問題に関する三重県民意識調査」(以下「12 三重県民」という)で3,000人を対象とし有効回答数は1,209票、「2011年人権問題に関する伊賀市民意識調査」(以下「11 伊賀市民」という)で2,000人を対象とし有効回答数は990票、「2008年人権問題に関する鈴鹿市民意識調査」(以下「08 鈴鹿市民」という)で3,000人を対象とし有効回答数は1,363票、「2008年尾鷲市人権意識調査」(以下「08 尾鷲市民」という)で市内の幼・小中学校に在籍する子どもの保護者1,087人を対象とし有効回答数は995票となっています。

各調査において、障がい者問題に関する県民・市民の意識や障がい者の入居拒否への考え方などを抜粋しました。当事者や家族が体験している厳しい差別の実態は、県民・市民のどのような意識のなかから発生しているのかを見ていきます。

図6 相手の家族の障がいの有無に関する身元調査への意識

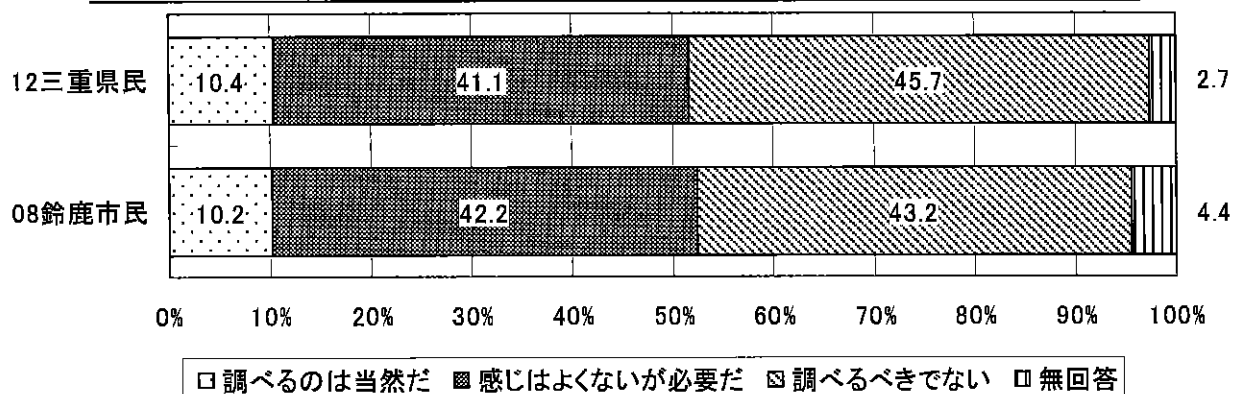


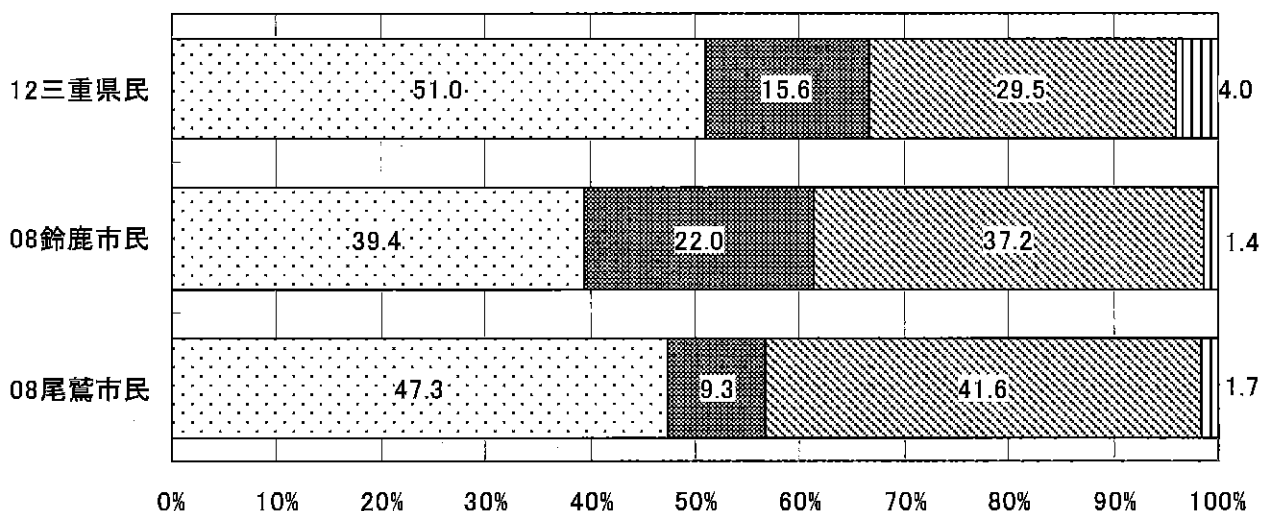
表1 相手の家族の障がいの有無に関する身元調査への意識

	当然調べる必要があると思う	どちらかという調べる必要があると思う	どちらかという調べてはいけないと思う	絶対に調べてはいけない	無回答
11 伊賀市民	8.0%	29.5%	42.4%	14.8%	5.3%

図6と表1は、「あなたの身内の方に、結婚(縁談)の話があったときに、あなたの家族が相手に気づかれないように次のようなこと(相手の家族の病歴や障がいの有無)を調べようとしたとすると、あなたはどのようにお感じになりますか」との質問に対する結果です。表1の「11 伊賀市民」は、図6の回答項目と異なるため表にしました。

身元調査への肯定については「調べるのは当然だ」「当然調べる必要があると思う」「感じはよくないが必要だ」「どちらかという調べる必要があると思う」で「12 三重県民」「08 鈴鹿市民」では計が 50%をこえるという厳しい意識が現れています。「11 伊賀市民」においても計が 37.5%と 4 割近くに至っており、結婚時における身元調査が発生している可能性を示唆していると言え、当事者や家族が結婚時に「障がい」を理由に反対されている可能性もあると言えます。

図 7 知的障がい者の生活施設計画の施設コンフリクト



□ 障害者が、地域住民とともに生活するのは当然のことであり、それに反対するのは、人権を侵害している
 ■ 自分たちの環境を守ろうとしているのであって、人権を侵害しているとはいえない
 ▨ どちらともいえない
 □ 無回答

表 2 精神障がい者の生活施設計画の施設コンフリクト

	精神障がい者が、地域住民とともに生活するのは当然のことである	抵抗はあるが仕方がない	計画に反対する	無回答
11 伊賀市民	41.6%	48.7%	6.6%	3.1%

図 7 は、「ある市が、住宅地域の中心に、知的障害者のための生活施設の建設を計画したところ、地元の住民から反対運動が起こってきました。こうした住民の態度について、あなたはどう思いますか」、表 2 は「仮に、あなたが住んでいる地域に精神障がい者のための生活施設の建設が計画された場合、あなたはどう思いますか」の結果です。

結果は知的障がい者に関して、「自分たちの環境を守ろうとしているのであって、人権を侵害しているとはいえない」という意識の県民・市民が約10～20%いることがわかります。

表2の「11伊賀市民」では、「計画に反対する」と回答した市民が6.6%おり、施設コンフリクトが県内でも発生する可能性があることを示しています。

注意したいのは、「どちらともいえない」「抵抗はあるが仕方がない」とする層で、仮に反対運動が発生した際、それに賛同してしまう可能性があると言えます。地域内において知的・精神障がい者の生活支援施設の建設計画に反対する意識は、地域で暮らす当事者や家族に差別として重くのしかかっている可能性があると考えられます。

図8 精神障がい者は病院や施設で生活すべきであるという意見

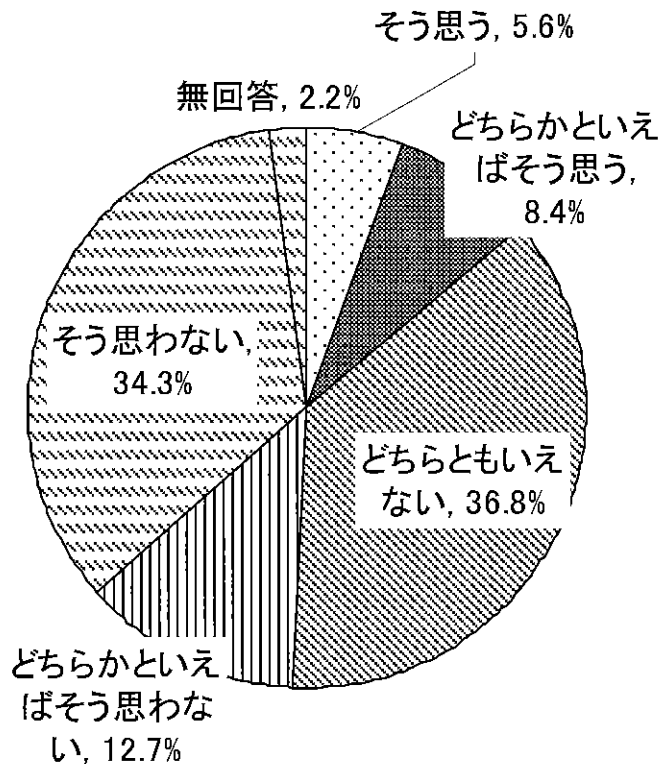


図9 学校のクラスに障がいのある子がいるので
他の子へのマイナスになるとの意見

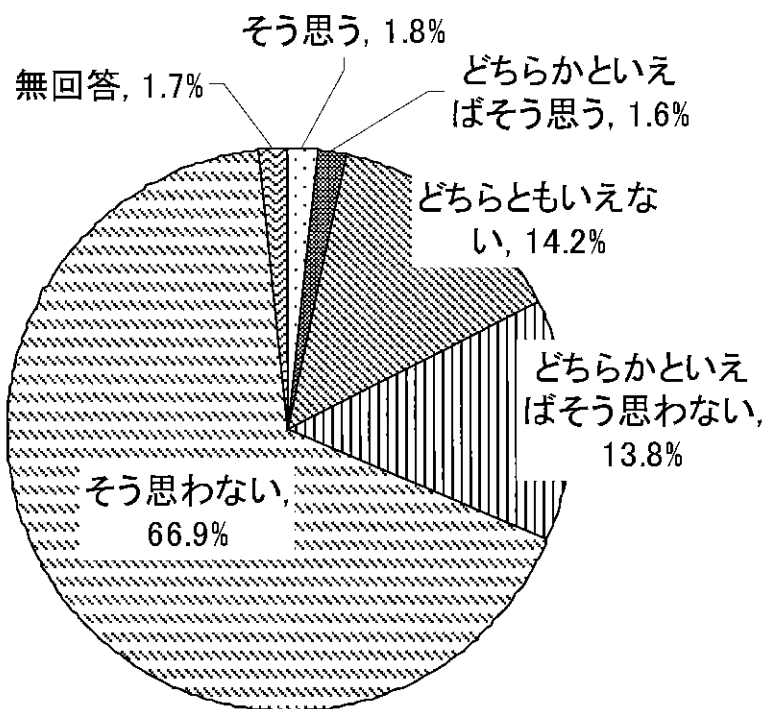
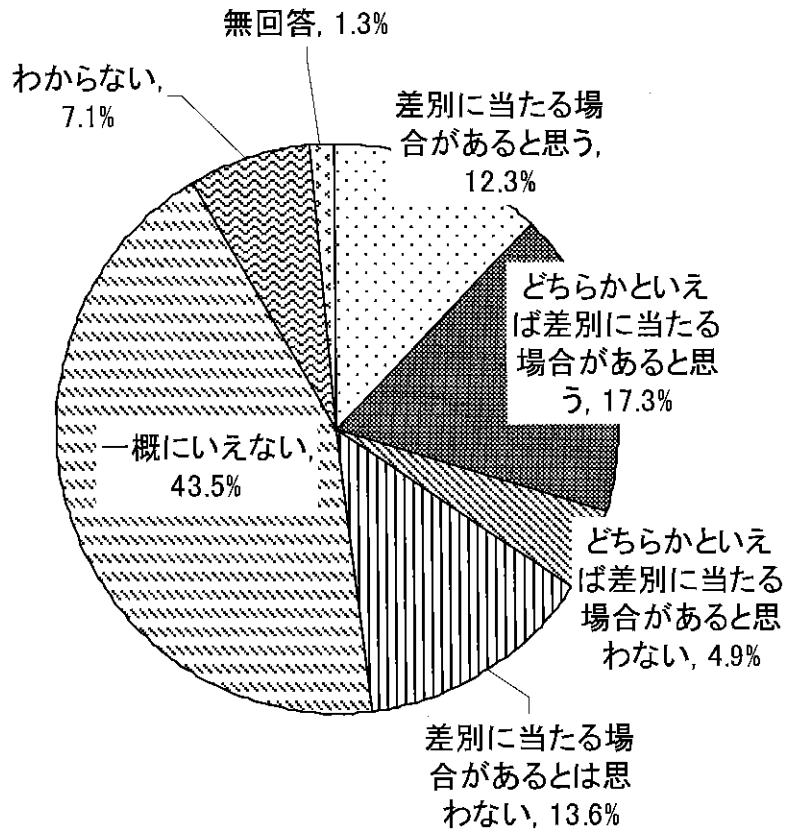


図8の「08尾鷲市民」は「精神障がい者は病院や施設で暮らすべきである」との意見に対する考え方で、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と肯定した人の計は14.0%でした。

図9の「08尾鷲市民」は「学校のクラスに障がいのある子どもがいると他の子どものマイナスになる」との意見に対する考え方で、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と否定した人の計は80.7%となっています。学校での取組が障がい者への偏見を克服していることがうかがえますが、精神障がい者に対する差別意識は依然厳しいと言えます。

図10 合理的配慮を行わないことに対する意見



2006年12月に国連で採択された「障害者権利条約」では、障がいのある人がない人と同じように生活するためにスロープを設置したり、手話通訳を用意するなどのさまざまな配慮や工夫を行わないことを「合理的配慮の欠如」とし、それを差別と規定しています。

図10の「08尾鷲市民」は、こうした「合理的配慮の欠如」に対する意見の結果で、「差別に当たる場合があると思う」が12.3%、「どちらかといえば差別に当たる場合があると思う」が17.3%と、2つをあわせても29.6%と3割にとどまっています。

図 11 家主による障がい者への入居拒否

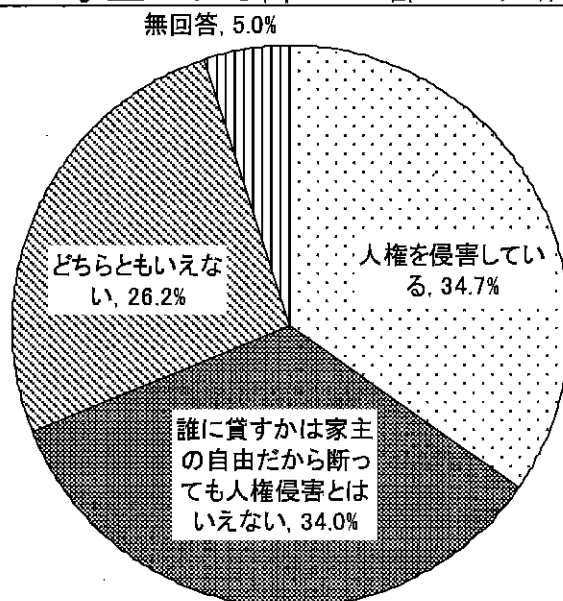


図 11 の「12 三重県民」は、「家主が賃貸マンションを障がい者であることを理由に貸すことを断ることについて、あなたはどのように思いますか」との意見に対する回答で、最も割合が高かったのは「人権を侵害している」で 34.7%、2 番目に高かったのは「誰に貸すかは家主の自由だから断っても人権侵害とはいえない」で 34.0%、3 番目は「どちらともいえない」で 26.2%となっています。

障がい者であることだけを理由とした家主による入居拒否は、居住権の侵害などの明らかな人権侵害ですが、こうした認識をもつ県民は 4 割にも満たない厳しい現実が見えています。

V. 障がい者に対する入居差別の実態

三重県は2011年度に「宅地建物取引に関する人権問題の実態調査」(以下「11 三重宅建」という)を実施しています。1,231社を対象とし有効回答数は830票で、その内、媒介業務兼務の461社を対象としています。

図12 障がい者への入居拒否

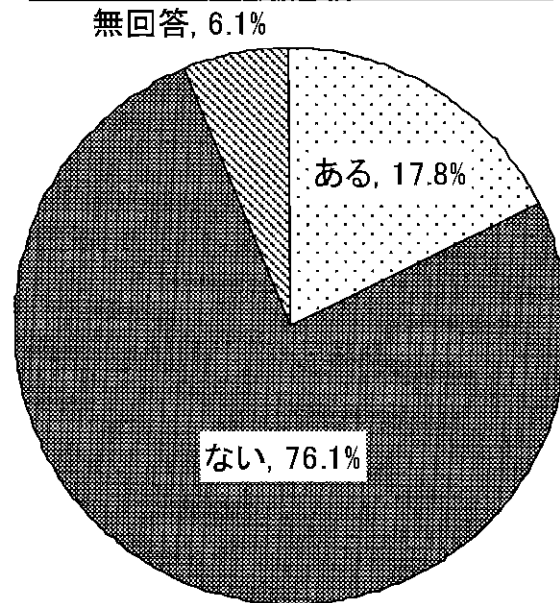
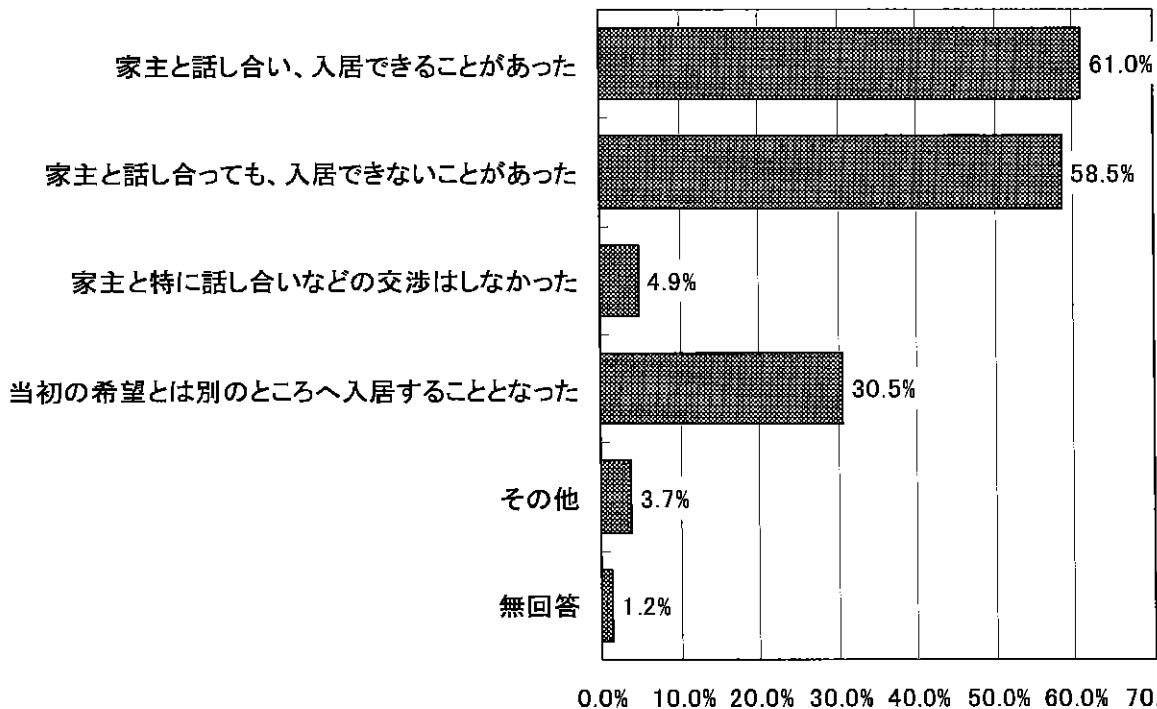


図13 入居申込み時の対応



当事者に対する家主による入居差別の現実が明らかになっています。図12は「賃貸住宅の媒介に際して、障がい者については断るよう

たことはありますか」の結果です。17.8%の宅建業者がそのような経験があるとしています。図13は「障がい者拒否」の物件に対して、障がい者から入居申込みがあった場合の対応結果です。「家主と話し合い、入居できることがあった」は61.0%で、これ以外は希望した当該物件を断念させられていることがわかります。「家主と話し合いなどの交渉はしなかった」と回答した宅建業者は4.9%におよんでいます。

図14 障がいを理由とした入居拒否に対する業者の意識

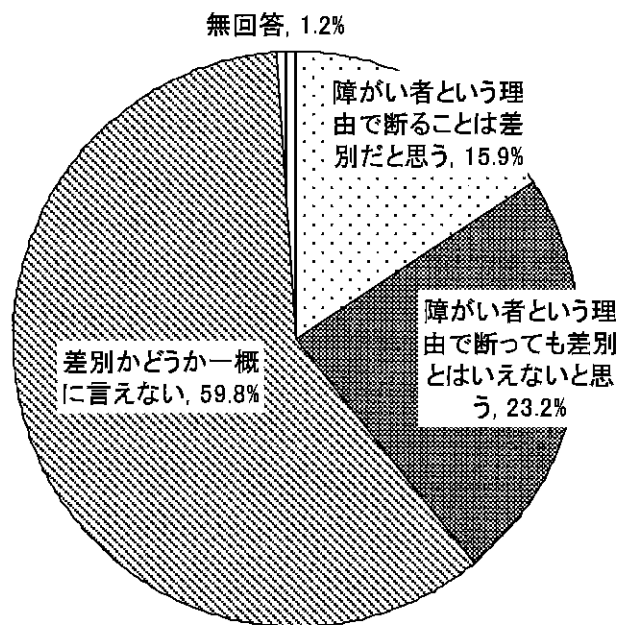


図14は、家主による障がい者であることを理由とする入居拒否に対する業者の意識についての結果です。「障がい者という理由で断ることは差別だと思う」「明らかに差別である」という正しい理解はわずか15.9%でした。「障がい者という理由で断っても差別とはいえないと思う」という入居拒否への肯定が23.2%、「差別かどうか一概に言えない」では59.8%と6割におよんでいます。こうした「差別を差別だと認識できていない」業者の意識の低さが、家主による入居差別を肯定している可能性があると言えます。

VI. 障がい者差別の現実認識の領域

「差別の現実」には、「なぜこのような現実が残されているのか」「なぜこのような意識が漂っているのか」という差別問題が歩んできた過去や歴史が刻まれています。差別の現実をつくりあげているカラクリ、どうすれば解決していくことができるのかという解決へのヒントが差別の現実のなかに包み込まれています。差別の現実のなかにこそ、「取組」の課題と内容が示されています。その現実を、何を差別として捉えていくのか、どのような形態の差別が、どのような領域で発生をしているのかを的確に認識しなければ、取組が偏ったり、解決しなければならない問題が放置されたり、時には取組が効果をなしえなかったりしてしまいます。

図 15 障がい者問題の現実認識における領域図

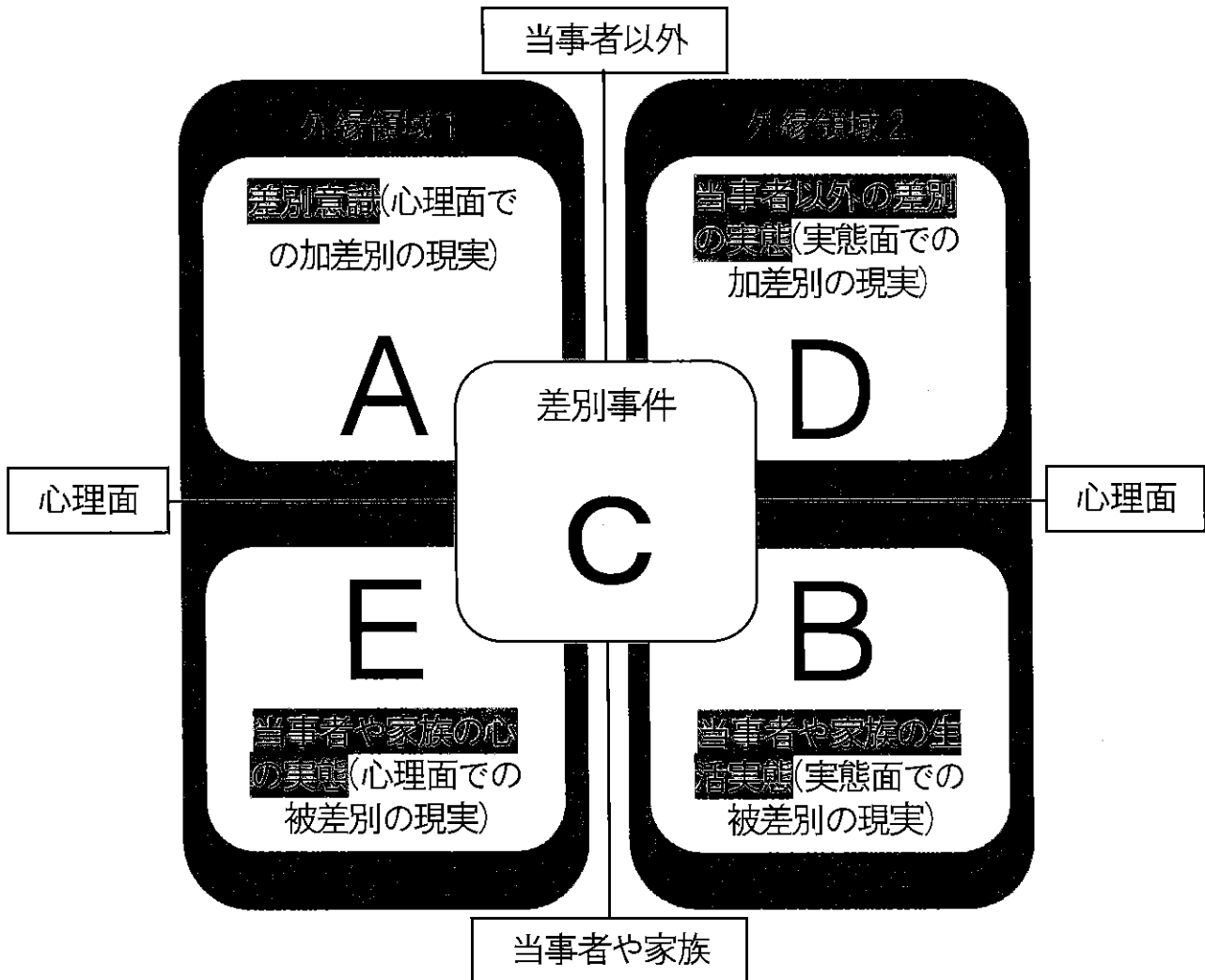


図 15 は障がい者や家族に対する差別の現実認識の領域を示したものです。まず、「領域 A」の差別意識は、「当事者以外の心理面」における差別

の現実として、県民・市民の当事者や家族に対する偏見や差別意識の領域です。表現上、当事者や家族の方には不愉快な思いをさせてしまうかもしれませんが、ここでは「障がいのない人」「障がいのある人が家族にいない人」を「当事者以外」と表記します。当事者や家族との関係性がないなかで、「怖い」「近寄りがたい」「何をするかわからない」といった意識、「障がい者でなくてよかった」などといった「優生思想」などがこれにあたります。

次に、こうした「領域A」の意識の存在は、自身や子ども、孫の結婚相手の家族に障がいのある人がいるかどうかの身元調査などにつながっていくことがあります。相手が当事者であることや家族のなかに当事者がいることがわかった場合には、結婚を反対するという行動となって現れたりします。当事者との関わりを避けようとする行為や態度、好奇心目でジロジロ見る態度、差別的な言動、当事者に対する店舗への入居拒否やイベントへの参加拒否、障がい者に関係する施設の建設が計画された際に起こる反対運動などが「領域D」の「当事者以外の実態面」における差別の現実です。原発の是非をめぐる、「脱原発」運動が展開されてきています。デモ行進をする人のなかに、障がい児の写真を貼ったプラカードを掲げ「脱原発」を唱える人がいましたが、こうした人も意識のなかに優生思想などがあるからこそ、このような実態となって現れてくるものです。「領域C」は、こうした差別の現実が発覚した「差別事件」にあたります。

当事者や家族の実態面である「領域B」は、「領域A・D」の加差別の現実の反映として存在しています。当事者や家族が差別の眼差しにさらされ、後ろ指をさされたり、避けられたり、入居や参画を拒否されたりするなかで、社会参加をあきらめたり、子どもや親類に当事者がいることを隠したり、地域社会とは自ら交わらないようにするなど、当事者や家族を取り巻く実態として現れる領域です。

このような被差別の現実とは、自身が当事者であること、家族に当事者がいることを結婚(交際)相手や友人・知人に告白するかどうかの悩み、差別を受けたことによる悔しさや怒り、憤りや絶望、あきらめなど当事者や家族にさまざまな負担を強いている意識が「領域E」の「当事者や家族の心理面」における被差別の現実です。

こうした現実を包み込んでいる心理面での外縁領域1とは、例えば「イエ意識」です。「イエ意識」そのものを障がい者に対する差別意識と直接結びつけることは困難です。また「イエ意識」そのものの由来は障がい者差別とは一定独自なものであり、そこに障がい者差別を助長する目的意識

性を認めることは難しいと考えます。しかし「イエ意識」が、障がい者差別を支え、障がいのある人やその家族との結婚を避けようとする差別意識（領域 A）と深く関わっていることは確かです。「血筋が穢れる」という発想は、まさに「イエ意識」と表裏一体のものだからです。「イエ意識」に限らず、結婚とは何か、人生のパートナーに求める大切なことは何かなど、結婚観や人生観など、さまざまな価値観や人権意識なども当然、この領域に含まれてくるものです。

もう一つの外縁領域2は、実態面から差別の現実を支えているものです。身元調査の放置などの社会の現実も、差別の実態を許している外縁領域としてとらえられなければなりません。かつては結婚までの過程において「見合い結婚」の習慣も、紹介者の選別の段階で結果として障がい者やその家族が排除される仕組みとして機能していたであろうことを考えると、これもやはり外縁領域に位置していたものだと考えられます。

ただしここで注意したいのは、こうした心理面や実態面の外縁領域は、当事者や家族とそれ以外の人々の境界を越えて存在している点です。つまり結婚問題を例にとれば、障がい者やその家族も「イエ意識」にとらわれることがあり、人権意識の欠如から、結婚相手の「身元調査」を依頼し、特定の人々を排除しようとする可能性があるということです。外縁領域は、被差別・加差別の垣根を越えて影響を与えているものとして理解することが求められています。外縁領域の設定は、5領域にわたる差別の現実認識を一層、立体的なものとして浮かび上がらせます。外縁領域の想定は、「障がい者差別の現実」と「社会の現実」との関わりを考えさせてくれるものです。

このように、一言に「障がい者差別」といっても、その領域は少なくとも、この5つの領域と2つの外縁領域の影響によって発生していることを認識することが障がい者問題解決へのスタートラインになります。

Ⅶ. 防災・減災を実現するために求められているもの

今回のアンケート調査や県民・市民を対象とした意識調査の結果のような現実が、当事者や家族を地域社会から引き離したり孤立させ、東日本大震災において障がい者の死亡率がそうでない人たちの2倍という悲惨な「命の格差」という深刻な事態をもたらしたと考えられます。防災・減災を実現するためには、こうした県民・市民の差別意識が解消され、当事者や家族が地域社会と豊かな関係性をつくり、安心した生活を送れるようにしなければなりません。そのために必要だと考える取組を提言します。

1. 公的機関による障がい者問題に関する実態把握

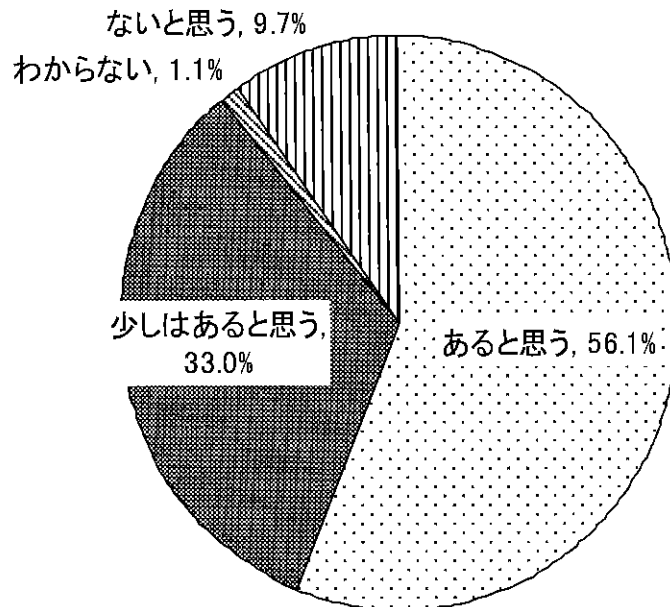
これまで県内において、当事者や家族が体験してきた「被差別の現実」と、県民・市民における差別意識である「加差別の現実」を具体的に詳細に把握する調査は実施されていません。自治体が発行してきた「人権問題に関する県民・市民意識調査」では、全項目のなかで2～3問程度しか設計されず、県民・市民の意識レベルを十分に測れたものになっていません。実態把握が不十分になると現実認識が抽象的になり、取組に悪影響を与えてしまいます。

当事者や家族を対象とした実態調査と、県民・市民を対象とした障がい者問題に関する意識調査は最低限必要です。実施主体は、県や市町の福祉部局が妥当であり、分掌事務に県民・市民の差別意識の克服(教育・啓発等)と実態把握を最低限、位置づけていく必要があります。

内閣府の政策統括官は定期的に「障害者に関する世論調査」を実施しています。2012年7月26日から8月5日にかけて、「障害及び障害者に対する国民の意識を調査し、今後の施策の参考にする」ため、調査を実施しました。調査対象は「全国20歳以上の日本国籍を有する者」とし、調査員による個別面接聴取法により、「社団法人 新情報センター」が委託を受けて、標本数3,000人に対して調査を実施、回答数は1,913人で有効回収率は63.8%となっています。

問6 あなたは、世の中には障害がある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思いますか。

図16 障がい者差別の現状認識



障がい者や障がい者問題に関わる19項目で国民の意識レベルを測る調査が定期的に行われています。こうした調査を県や市町レベルでも実施する必要があります。いつ、どこで、どのような内容の問題が発生しているのかなどの現実把握なくして、問題を解決するための具体的な取組は生まれてきません。

2. 当事者参画を原則とする「障がい者差別の解決に向けた条例」の制定と計画策定

これまで自治体では、「福祉」という視点から当事者の生活支援に関する計画が策定され、取組が実施されてきています。当事者支援の取組は重要ですが、当事者がこれまで体験してきた被差別の現実を解決するためにも、県民・市民に対する啓発や教育は必要不可欠です。自治体は、新たに障がい者差別の解決をめざす計画を策定するか、現計画を改訂し、当事者対策だけでなく、県民・市民の差別意識の改善を目標とした計画の策定が必要です。また、計画策定・改訂時には、必ず当事者が参画した審議会などを設置していくことが必要です。その根拠としての条例も制定する必要があります。国では「障害者差別解消法」を2013年4月に閣議決定し、6月に国会で成立、施行は2016年4月からと決まりました。

三重県では、三重県議会健康福祉病院常任委員会で「国連『障害のある人の権利に関する条約』の早期批准及び『障害者差別禁止法』の制定と三重県『障害のある人の権利に関する条例』の制定を求めることについて」として、2008年6月10日の第1回定例会で請願が採択されています。請願趣旨は下記の通りです。

2006年12月、国連総会において「障害のある人の権利に関する条約(以下、障害者権利条約)」が採択された。この条約では、「障がい」のある人を「権利の主体者」として位置づけ、「障がい」のある人を排除してきた社会の仕組みを作り替えていくことが謳われた。そして、「障がい」を理由に生活のさまざまな場面で差別することを禁止し、「障がい」のある人の人権を実質的に保障するための国際的な基準が定められた。日本政府においては、2007年9月28日に署名を行い、将来的に批准する意思表示が示された。日本政府はこれまでも、2004年に「障害者基本法」を改正したが、日本がこの条約の理念や基準を達成するためには極めて不十分な状況にあるのが現状である。今後、国レベルにおける条約の早期批准のために現行の法体系を整備するとともに、「障害者差別禁止法」の制定が早急に求められる。

一方、三重県では、1997年に「人権が尊重される三重をつくる条例」を制定し、2006年3月には「三重県人権施策基本方針」の第一次改訂を行い、さまざまな取り組みや事業が展開されている。しかし、重度の「障がい」のある人が地域で生活することが「権利」として認められていないために、「障がい」のある人の社会参加や地域生活はあくまで「めざす姿」として示されているに過ぎず、それを実現するための政策は決して十分であるとは言えない。また、雇用の分野についてみると、1.8%の法定雇用率が適応される県内の民間企業における障害者雇用率は2007年6月現在で1.42%であり、全国ワースト1位という厳しい状況にある。さらに、教育の面では、あらゆる子どもたちがそれぞれ教育的なニーズをもっていると考え、お互いに学びあうインクルーシヴ教育が世界的な流れとなったことを受けて、日本でも、「障がい」のある子どもたちが本人の希望により地元の小中学校の通常学級でともに学ぶ「共生共学」への道がようやく拓かれたばかりである。

このように、「障がい」のある人の人権問題は、三重県における人権問題のなかでも極めて深刻な問題であるにもかかわらず、「障がい」のある人の権利保障や差別の禁止・救済のための制度および政策の整備は極めて不十分である。

三重県においても「障がい」のある人が地域住民として様々な役割を担い、市民としての当たり前の権利を行使することを尊重し、その権利が侵害された場合には救済を行うことを目的とした「障がいのある人の権利に関する条例」を制定することが必要である。

それとともに、この条例を制定することは、「障がい」のある人だけでなく、三重県が本当の意味で誰もが住みやすく、明日に希望と誇りを抱きながら暮らしていくことのできる社会を創っていくことにつながっていくといえる。このような理由から、下記のように請願する。

三重県議会におかれては、私たちの切なる要望を理解いただくよう心よりお願いする。

記

- 1 国に対して、国連「障害者の権利に関する条約」の早期批准と「障害者差別禁止法」の制定を求める意見書を国へ提出すること
- 2 国連「障害者の権利に関する条約」の主旨を踏まえた「障害のある人の権利に関する三重県条例(仮称)」を「障がい」当事者の意見を充分に反映させながら制定すること

2008年に採択された請願は5年が経過した今、ようやく国は国内の法整備等を行い「障害者の権利に関する条約」を批准しました。千葉県をはじめ、北海道や熊本県では障がい者差別の解消に向けた条例が制定されていますが、三重県では制定されていません。私たち一人ひとりが条例の制定の必要性を訴えていかなければなりません。そして求める条例には、県の責務、県民の責務をはじめ、各種障がい当事者が委員となった審議会の設置、定期的な意識・実態調査の実施などが謳われるとともに、計画的・段階的に解決への方向と方法を示した取組の具体化のための「計画」策定が求められています。

3. 教育・啓発の充実

これまでも学校教育や啓発の場で「障がい者問題」に関する取組が進められてきていますが、今回実施したアンケート調査の結果や県民・市民の意識調査の結果を見ると課題は山積しています。県民・市民をはじめ、子どもたちにも計画的・段階的な学習の機会が提供されなければなりません。特に、自治体の福祉部局の障がい者問題の分掌事務は当事者や家族の生活支援に重きが置かれていますが、こうした福祉部局は県民・市民を対象に、

啓発を進めていく必要もあると考えています。県民・市民の意識を改善する取組がなければ、社会参加や雇用・教育などのあらゆる場面での差別や人権侵害等が残されてしまいます。福祉に携わる従事者などを対象とした研修会をはじめ、県民・市民を対象に「障がい者差別の解消」を目的とした講演会の開催などが求められています。

4. 当事者や家族と「距離」の近い相談窓口の設置と周知

被差別当事者が不合理な体験をした際に、そのことを公にできない現実には、これまで国や県、市で実施されてきた同和地区住民への実態調査などからも継続的な課題となっています。例えば、「12 三重県民」では問 23 で「過去 5 年間で人権侵害を受けた経験」を聞いたところ、「ある」が 12.6% でした。この体験者が「人権侵害を受けたときの対応」として最も割合が高かったのは「家族や友人など身近な人に相談した」の 40.1% でしたが、2 番目に高かったのは「何もせず、がまんした」で 38.2% になっていました。今回の調査でも問 6 で「被差別体験時の対応」を聞きましたが「誰にも相談しなかった」が 28.8% となっています。これまでの相談窓口や相談のあり方では、物理的な「距離」とともに、精神的・心理的な「距離」も感じている人がいるからこそ、「泣き寝入り」という実態が現れてきます。相談のあり方や窓口設置等に関して、どうすれば「泣き寝入り」を生み出さない「相談機関」にできるかどうかは、当事者や家族に聞き取ることで、工夫すべき、改善すべき内容のヒントが得られます。

5. Nothing About Us Without Us (私たちのことを私たち抜きに決めるな)

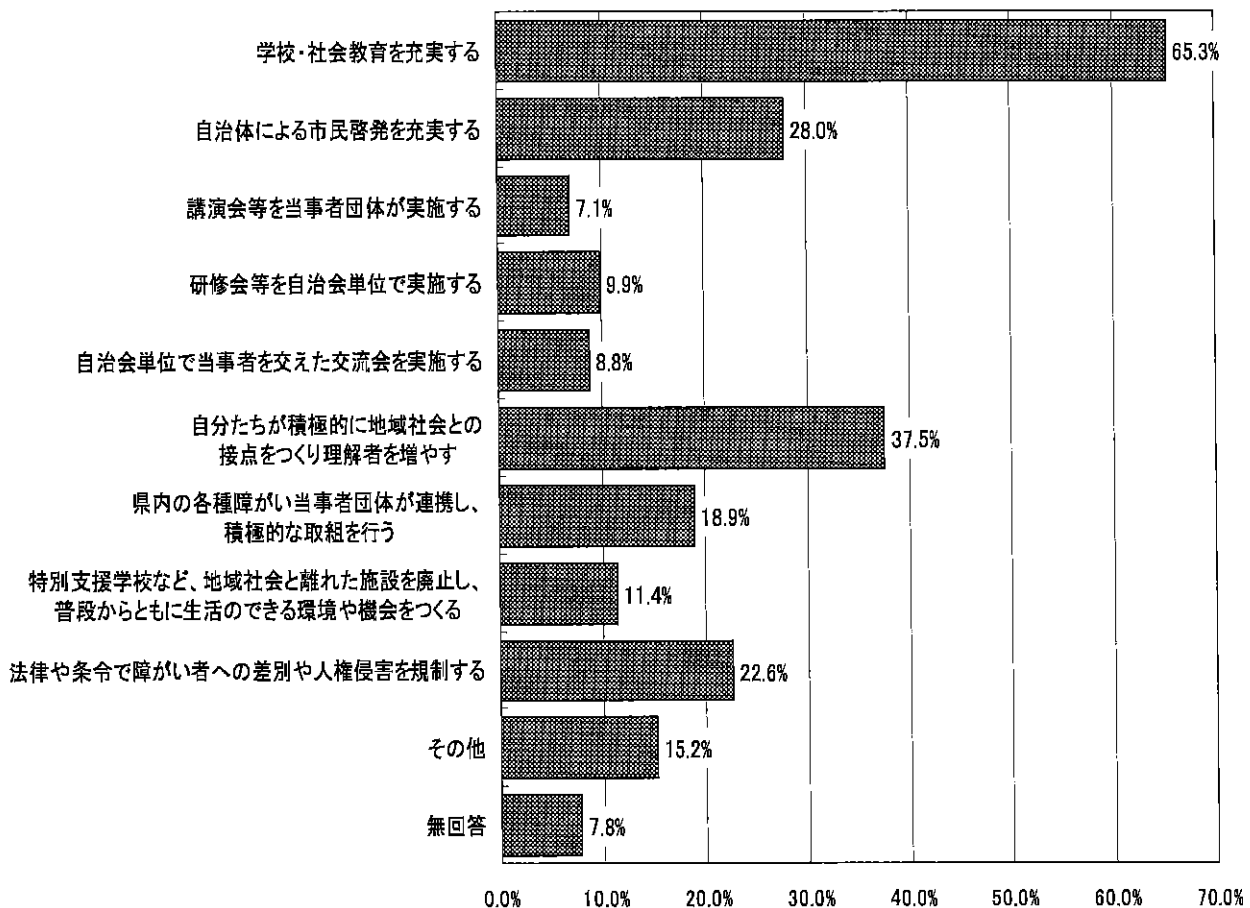
当事者や家族の思いをしっかりと受け止め、それを反映した政策を

今回のアンケートでは、被差別体験だけでなく、その解決方法や解決への願いや思いも調査しました。こうした当事者や家族の思いがしっかりと防災・減災の政策にも反映されなければなりません。

(本人及び家族)

問 7 このような「つらかったこと」「いやな思いをしたこと」などを解決するために必要なことについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

図 16 解決に必要な方策



当事者や家族に対する差別を解決するために必要な取組について、最も割合が高かったのは「学校・社会教育を充実する」で65.3%、2番目に高かったのは「自分たちが積極的に地域社会との接点をつくり理解者を増やす」で37.5%、3番目が「自治体による市民啓発を充実する」で28.0%、次いで「法律や条例で障がい者への差別や人権侵害を規制する」が22.6%、「県内の各種障がい当事者団体が連携し、積極的な取組を行う」が18.9%、「特別支援学校など、地域社会と離れた施設を廃止し、普段からともに生活のできる環境や機会をつくる」が11.4%、「研修会等を自治会単位で実施する」が9.9%、「自治会単位で当事者を交えた交流会を実施する」が8.8%、「講演会等を当事者団体が実施する」が7.1%となっています。教育の充実を必要とする割合が6割を超え、自らが積極的に地域社会に出て

行くことについての割合は4割近くになっています。また法律や条例による規制を求める声も2割を超えており、こうした当事者や家族の思いや声をまずは自治体が丁寧に把握し、政策へと反映しなければなりません。現状の取組では不十分であることを当事者や家族が体験した差別が物語っています。

また、「その他」の自由回答記述では下記のような内容が書かれていたので一部抜粋したものを紹介します。

- ・自分が強くなる
- ・いじめや差別、弱い者や劣っている者をバカにする社会・風潮がなくならない限り、無理。上記の3や6の当事者が努力するという解決方法を書くこと自体、障がい者問題を他人事、障がい者だけの問題という考え方に基づくものだと思う。社会からの歩み寄り、共存していこうという気持ちにならなければ、障がい者がいくら声をあげても無理。解決などしない。疲れた
- ・あきらめている
- ・普段からともに生活のできる環境や機会をつくる
- ・障害でもいろいろあると思いますが、理解しにくい障害こそ一般の人に理解を深めるため障害の内容についての勉強会などの機会をつくるべき
- ・公務員や医師など社会的地位の高いと思っている方々の意識改革を促す
- ・人権学習などは聞いているとつらくなります。教育や啓発で何とかなるのでしょうか
- ・一番はやはり自分達が外に出て、障害のある我が子を知ってもらうこと。少しずつ理解してもらえるといい。でも、私の経験してきた問2のような医師のように、障害者に対する偏見？は変わらないと思う。たくさん我が子に、ちゃんと接してくれる方もたくさんみえます。でも、世の中そんな人ばかりではない。とても疲れる世の中に感じる
- ・何をしてもいやな思いやつらい思いをすることがなくなるわけじゃないので解決は難しいと思う
- ・上記に書かれていることをすべてすることが、それぞれの意味はあるはずだが、前向きに考えられる人ばかりではないはずだし、一度いやな思い(死を考えるぐらいの思い)をした人は、まず人を信頼することのできる場所を提供してもらおうというところが必要だと思います。それから上記のことだと思います
- ・とにかく当事者の声をきけ！障害者を一人の人間としての尊厳を見よ！「言いたいことを言えぬ」この市や県のあり様を正視せよ！聞こ

うという心をもて！

- ・子ども自身、重すぎる障害なのでどうしようもない
- ・普段からともに生活できる環境や機会をつくることはとても良いと思うが、支援学校廃止とは思わない。支援学校等はとても大切なので、増やして欲しいと思います。地域社会や地域の学校との交流が大切だと思います
- ・教師と保護者が密に連絡できる環境。保護者同士が気軽に話せる場
- ・報道・放送業界にアプローチする
- ・保護者もどうしていいか分からない！どこに？誰に？いつ？発信すればいい？はじめの一步がふみ出せないのかな？
- ・自分が我慢するしかないと思う。家族に障がいを持った人がいない家の方には、私たちの気持ちはたぶん理解できません。私自身、地震などで大変な思いをされている方々の本当の気持ちや大変さは理解できませんから(これぐらいではへこたれない人間には、とっくになってます)
- ・幼少から(幼稚園や保育園などに)受け入れてもらい、自然に受け入れる土壌を作る
- ・わからない
- ・役所関係の人がけっこう言葉使いや態度に出る。もう少し地域社会も大切だろうけど、行政の人たち(役所、役場につとめている人たちは)は勉強するべきだと思う

(本人及び家族)

問 8 地域社会との豊かな関係をきずいていこうとする思いや願いなどを、自由にご記入ください。

自由回答記述では実に多くの思いや願い、実際に行動していることなどが書かれていましたので、一部抜粋したものを紹介します。

- ・こちらとすれば障がい者を抱えていることを近所の方に知っていただき、何かの時には助けていただけるような近所付き合いをしたいのですが、相手の方から遠のくことが悲しいです。重度障がい者の行事が少なく家族間の交流もあまりないので、そんな集いがあれば良いです
- ・地域に理解者・協力者を増やすためには、親子の努力が不可欠である。相手が理解してくれるのを待っているだけでは何も変わらない。地域の商業施設、自治会の活動などに積極的に出て行って、本人を知ってもらうことは安全安心な生活に必要。これが非常事態発生時などに生きると思う

- ・地域社会の一人ひとりの心の問題でもあるので、時間がかかると思いますが、一番有効なのは知識だけでなく、触れあう機会を増やし、実感してもらうことが必要と思われます。それには当事者も勇気を持って積極的な社会に出て行く努力も必要だと思います。同時に学校・行政など、あらゆる機関に協力をいただくことも大切で、今後も力を入れていただければと願っています
- ・地域の行事には積極的に参加し、自分の子どもの理解者を増やしていくことは大事だと思います。一人ではなかなか出来ないことでも、横のつながりがあれば頑張ろうと思えるし、孤立しなくても済むので、まずは学校の支援学級の親子が集まれる場づくりを年4回やっています
- ・自分たちに出来ること、出来ないことを伝え、出来ることは努力し、出来ないことをどのように手助けして欲しいのか正確に伝えていくことを怖れてはいけません。また心を閉ざさず積極的に一歩前に踏み出す勇気と努力も必要だと思う。ひがみ根性では誰も手も差し伸べてくれない。自分が壁を作ってしまったら誰も関わろうとしてくれない
- ・幼いときから障害者と出会う機会を多くすることが大事だと思う。そのためには特別支援学校ではなく、どんなに障害が重度であっても、その地域で生まれた子どもは地域の学校に通わせることが必要だと思う。そのことが実現されなければ、住み慣れた地域のなかで近隣の人たちとの豊かな関係づくりは難しくなると思う。言葉は悪いけど、障害者を「見慣れる」ことが理解の第一歩ではないだろうか
- ・ありがたいことに、住んでいる地域の人たちは子どものことを知ってもらっています。そのかわり障害者がいても地域の役員や子ども会の役員などを積極的に取り組みました。出来るだけのことをして、出来ない所はまわりの方がフォローしてくれたりしました。それと小学校と中学校(地域)の交流を6年間続けたりもしたので、うちの子どもは生徒さんたちを知らなくても、生徒さんたちは子どもの顔も名前も知ってくれています。それをアンケート調査で「いやなこと」「つらかったこと」も聞き取りは大切だと思いますが、反対の「うれしかったこと」「楽しかったこと」などを聞き取り、何か講演会をするときに、そういうことも発表すると、障害者の家族、当事者にどのようにしたら喜んでもらえるかというのが付帯的にわかるのではないのでしょうか？まわりの人に聞いても、何となくわかっている(障がいについて)本当のしんどさ(当事者や家族)はわからないという人が結構いるのです。障害を負にとらえるのではなく、学校などには楽しく話したほう

がわかりやすいのではないかと思います。障害者と関わるなら保育園や幼稚園から関わったほうが、すんなりと受け入れていくと思います。大きくなればなるほど、偏見の目で見えてしまうからです

- 豊かな関係をきずいていくために、私たち保護者がもっとオープンでドンと構える精神力がまず必要だと思う。いろんなことを言われる度に、怒りを感じたり、悲しんだりすることがまだあるので、考え方の方向転換ができるくらいに前を見れるようになれば、もっと自ら地域との良い関係もできるのではないかと思った。何事も切り開いていくのは自分自身であると思うので、自ら発信する力を身につけ理解されることよりも、まず知ってもらうことをはじめたいと思っている。今は子どもは小1なので想像もつかないが、学校を卒業したらどのように、地域との関わりをもつのかという不安は漫然とあり、今後の自分の課題である。ただ役所に行っても教えてもらえないこと、聞いてもわからないことが今まで多々あり、頭にきたこともある。まずは公的な方々が援助関係、補助関係などを勉強するべきだと思う。私達は一步として、まず役所に出向くので彼らが頼りないと先々やはり不安となる
- 小さい頃から共に過ごしている友達は車椅子の扱い方も注意点も良く理解してくれていて、いることを自然に受け入れてくれていました。それには教育の現場でもいるためにはどうしたらいいのかを自然に考えるためにも、触れ合うことが大切だと思いますし、当事者側も理解してもらえる工夫をすることも必要だと思います。ハード面がバリアフリーであることは、重要なポイントですが、やっぱりつながりが大切だと思います。障がいのある者たちが、あれこれ考えてしまうような場所が減って、行きたい時に行きたい所へ迷わず行けるようになることを心から願います
- 出来たら世間と関わらずに生きていきたい。豊かな関係とは理想であり、障害を差別する人々のこの世の中に何も期待していません
- 障害がある人との関わりを持つ機会のないまま、成長し大人になることは障害を一部の特別なものと感じたり、自分には関係のない事と思ったり、または理解する気持ちを持たず、育ちの問題だと勘違いするなど、たくさん問題があると思います。障害のある子どもとともに生活する中でごく自然に接し方を覚え、子どもなりに理解しようとする気持ちが生まれると思います。障害のある子どもにとっても健常児に囲まれて生活することでめざましい発達をみることが出来ます。普段から障害のある人がいて、あたり前の日常であるという生活を積み重ねて

いくことが、いざという災害時などにも混乱が最小限に抑えられると思います。そして障害を持つ人が家族にいる場合は、出来る限り地域で生活させることも大切だと思います。地域の方々にその子の存在や特性を知っておいてもらう事が豊かな関係につながっていくと思います

- 親亡き後、子どもが1人でこの地域で生きていけるのかとても心配しています。それまでにはなんとか理解者が増え、もう少し住みやすい社会となることを願っています
- 学校が支援学校なので、保育所も学区でなかったため、学校からの地域校との交流には1年生から参加している。先生方も努力してくださって、うちの子を知ってくれる生徒が増えて、公園などで声をかけてくれたりすることが嬉しいです。近所では、無視されているが、少し離れた校区でも声をかけてくれる子がいるのはありがたい。勉強会で選挙のとき、本人を連れて行くと地域に知ってもらえるチャンスと聞き、それ以来、連れて行っている。他地域のイベントも参加できるときは参加している。理解ない人もいるが、堂々としているように心がけている。また、あいさつを相手がしなくても、私からはするように心がけている。親子で頑張っているのを、温かく見守って欲しい。子どもにも声をかけて欲しい。普通に接して欲しい。挨拶もして欲しい
- 冷たい目線。言葉の暴力でどれだけ泣いて傷ついたかわかりません。誰も障害のある子を好きで出産しているわけではないです。でも子どもとして生まれてきた限り、大切に育てていきたいです。もっと理解のある人たちが増えるといいですね。心ない人が多すぎます
- 地域社会の中で障がい者が周囲と良好な関係を築くには、幼い頃から双方が同じ環境の中(保育園、幼稚園、小学校など)で過ごし、教育を受けることで、お互い違和感がなくなり、認め合える信頼関係が生まれると思います
- 私の住んでいる地域では自治体や子ども会の行事などにもどんどん参加できるので、子どもも喜んで参加させてもらっています。でも、その中でも子どもに障がいがあるからか周りの人が気をつかってか、あまり寄ってこないような気がします。こちらから、どんどん積極的に行かなければ無理です。障がい者や家族が頑張らないと豊かな関係は築けない。とても疲れるけど仕方のないことです
- 私自身は母として近所の同世代の親子と自分が積極的に仲良くなったり、地域の小学校では分団登校と一緒に行って、同級生や上級生と仲良くなったりすることで、子どもを知ってもらい、自然に理解しても

らうことができました。高1になった今も友好的に自然に接してもらい、子どもも親しみを感じています。子ども同士(その親も含めて)の関係は築くことができましたが、自治会、地域社会の中でさまざまな世代間の相互理解になると接する場がないため難しいです。うちの場合は地域内に特別支援学校ができたので、学校から地域に積極的に働きかけ、地域を巻き込んだ行事づくりを行っていくのもいいのではないかと思います(今もやってはいますが、今一つ働きかけ方が不十分な気がします)。うちの子は地域の小中学校へ行くことで、地域に知ってもらうことができました。でも障害の程度その子の特徴によって、特別支援学校に通う方が落ち着き、力を伸ばせる子も多くいます。その場合は、地域の人に存在を知ってもらうような機会が乏しいのが心配です。地域の小学校へ交流に行く機会がありますが、一方向の交流で終わらせず、相互の交流を行って、もっとみんなに理解してほしい。障害をもつ子を悪いイメージでとるのではなく「障害」ではなく一つの個性として捉えられるような人達を地域で育てていきたい。それが願いです(先生が一番わかっていなかったのはかなりの衝撃でした)

6. 「障がい者差別についての理解や態度に影響を与えているもの」からの提言

表3 障がい者差別への理解・認識に影響を与えているもの

		問7 精神障がい者の生活施設への態度	問4B 結婚における相手家族の病歴や障がいの有無に関する調査への態度
問24	人権問題に関する地区別懇談会への参加	0.114**	0.086**
問25	人権問題に関する講演会や研修会への参加経験	0.087**	0.090**
	参加回数	0.175**	0.219**

(注1) **は1%水準(99/100)で質問に対する回答について有意であり、数字が高いほど、その意識は強い

(注2) 相関係数はいずれも絶対値で示している

表3は、「11伊賀市民」の精神障がい者の生活施設への態度(問7)及び結婚における相手家族の病歴や障がいの有無に関する調査への態度(問4B)に対して、地区別懇談会への参加経験(問24)や人権問題に関する講演会や研修会への参加経験(問25)及びその回数(問25-1B)がどのように影響を及ぼしているのかを確かめるために、相関係数を算出した結果です。

なお相関係数を算出する際に、不明・無回答は欠損値扱いとしました。また問 24 は「参加あり」のグループと「参加なし」のグループに二分しました。

いずれにおいても、地区別懇談会への参加経験や人権問題に関する講演会や研修会への参加が正しい理解の獲得と相関していることが示されています。とりわけ、講演会の参加回数が多いほど、その関わりは明らかに強くなっています。地区別懇談会や講演会、研修会などの取組の積み重ねが、障がい者の人権についての理解を着実に高めてきていることがわかります。

表4 障がい者差別への理解や態度に影響を与えているもの

		障がい者が、地域住民とともに生活するのは当然のことであり、それに反対するのは、人権を侵害している	自分たちの環境を守ろうとしているのであって、人権を侵害しているとはいえない	どちらともいえない	
総数		47.3%	9.3%	41.6%	
人権や差別についての考え方	取組推進論	強	8.1%	35.6%	
		中	5.8%	43.2%	
		弱	13.7%	48.3%	
	無関係論	強	16.3%	46.3%	
		中	44.0%	6.9%	49.1%
		弱	7.8%	38.6%	
	取組否定論	強	14.7%	44.0%	
		中	44.9%	9.9%	45.2%
		弱	3.1%	36.4%	
障がい者差別についての子どもとの会話		よくある	7.0%	37.4%	
		ときどきある	9.8%	41.1%	
		ない	11.2%	50.5%	
親しく付き合っている知的・精神障がい者の存在		いる	6.0%	28.0%	
		いない	11.4%	45.2%	
人権問題に熱心な人との出会い		ある	8.5%	35.8%	
		ない	10.1%	44.9%	
人権に関する学習経験		小学校で受けた	11.6%	39.3%	
		中学校で受けた	13.3%	35.6%	
		高校で受けた	8.1%	40.5%	
		大学で受けた	3.2%	48.4%	
		市民対象の講座	3.3%	30.0%	
		職場での研修	4.9%	38.2%	
		上記以外のところ	9.8%	37.7%	
		おぼえていない	10.5%	47.1%	
		受けたことはない	11.1%	41.3%	

表4は「08尾鷲市民」で、「問9 施設コンフリクト問題への考え方」を取り上げ、これに影響を与えていると思われる質問の結果とのクロス集計の結果です。

クロス集計結果からは、人権や差別についての考え方が障がい者差別の理解に影響を与えていることが示されています。「取組推進論」とは「A. 差別は、人間として最も恥ずべき行為の一つである」「B. 差別は法律で禁止する必要がある」「D. あらゆる差別をなくすために、行政は努力する必要がある」「F. 誰もが自分の人権についてもっと学ぶ機会をもつべきだ」「I. 思いやりや、やさしさをみんながもてば人権問題は解決する」という考え方とし、その意識が強いグループでは正しい理解が高くなっています。また「無関係論」として「G. 人権問題とは、差別を受ける人の問題であって自分には関係ない」「H. 人権というのは、西洋の考え方であって、

日本にはなじまない」という考え方や、「取組否定論」として「C. 差別だという訴えを、いちいち取り上げていたらきりがない」「E. 人権や権利ばかり主張して、がまんすることができない者が増えている」という考え方が強いグループでは、差別を見抜けていない、差別を差別だと認識していない傾向があると言えます。

障がい者差別について、子どもと会話している人における理解度は高い結果が示されており、子どもと会話することを通じて、保護者自身が自分自身の考えを確認することができ、正しく認識する機会が提供されていると考えられます。

知的障がい者や精神障がい者と親しく付き合っている人は、差別であると見抜いている割合は非常に高くなっています。当事者とのつながりや協働・交流する取組の重要性が示されています。

学校や職場、地域において人権問題に熱心に取り組んでいる人との出会いは、障がい者差別に対する正しい理解をもたらしています。学校をはじめとして、さまざまな生活の分野において、人権問題に取り組むリーダーを養成することが求められています。

人権に関する学習経験との関連では、「一般市民対象の講座などで受けた」と「職場の研修で受けた」場合の正しい理解度が高くなっています。市民啓発や職場研修の高い啓発効果が示されていると言えます。

学校教育・社会教育、県民・市民対象の講座・あらゆる団体での職場研修・当事者との協働・交流に関する事業・リーダー育成に自治体が中心となって取り組み、県下へ取組を拡大させていく必要があります。

7. 当事者と非当事者との協働・交流のシステムの構築

三重県自閉症協会やNPO法人 ステップワンなどでは、防災をテーマに消防署や自治会などとのつながりを積極的に進めています。他にも、各当事者団体がそれぞれの方法や内容で、地域社会との豊かな関係性をつくる取組が実施されてきています。「意識や態度に影響を与えているもの」でも紹介したように、当事者とそうでない人たちが、「同じ目標に向かって汗をかく」というような協働・交流が図れるような機会や仕組を自治体が仕掛けていくことが求められます。

昨今の大きなテーマとなっている「防災・減災」や「まちづくり」を切り口に住民自治組織を立ち上げ、企業の障がい者雇用に関する制度と同様に、自治会活動(祭りやイベント等)に当事者や家族が参画できる仕組をつ

くること、そして、こうした取組を進めている自治会には自治体が評価をするシステムを構築し、何らかのメリットとなる制度を導入することが有効だと考えています。障がい者やその家族と協働する自治会や小学校区をモデル指定し、そこに自治体が補助をし、当事者参画の自治会活動を促すことも取組の一つだと考えます。

8. 地域社会における合理的配慮を具体的に

まちづくりや当事者や家族の支援をどのように具体化するのかわくについては、特別支援学校や特別支援学級のノウハウを地域に還流するなかから、防災・減災に向けて住民の一人ひとりが何をすべきなのかが見えてきます。当事者や家族が置かれている状況、必要な支援などをいかに教育関係者が地域に還流できるかが重要です。個々の能力や状態に応じた支援を地域で確立するためにも、まちづくり活動の拡充が求められています。今回の結果は、当事者や家族が地域であたり前に暮らすことのできる環境や体制が必要だということを、私たちに訴えかけているように感じています

VIII. 最後に

今回のアンケート調査では、当事者やご家族の皆様には、回答していただくにあたって、ずいぶん辛い思いをされた方もいらっしゃると思います。忘れてしまいたい、思い出したくもない被差別体験を、この調査で再び思い起こすことになったと思います。そういった体験を赤裸々に答えていただいたことに深く感謝するとともに、ご協力いただきました団体の皆様、各特別支援学校の皆様にもあわせて厚くお礼申し上げます。

集計・分析を進めていくなかで、当事者やご家族の体験は、数字へと置き換えられていきました。そして、その数字が今後の取組に活かされていきます。私たちはその「単なる」数字に、一人ひとりの尊く、かけがえのない人生が深く刻み込まれていることを忘れず、豊かな社会の実現に寄与していかなければなりません。その第一歩として、本調査結果を当研究会として、県や市町に提言していくこととします。

今後発生すると想定されている大震災への備えを固めることも、障がい者差別に苦しむ一人ひとりの声をしっかりと受け止めることも、いずれも大震災が私たちに投げかけている大問題です。そこに共通するのは、人間の尊厳、尊い命を守るという視点であり、これまでの、今の、そしてこれからの「人権問題への取組」が問われています。

